

**令和6年度 第3回
木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会**

資 料

日 時 **令和7年2月13日(木) 午後4時**

場 所 **木更津市役所朝日庁舎 会議室A1・A2**

目 次

諮問事項 1

令和7年度木更津市国民健康保険事業計画（案）について	1
----------------------------	---

諮問事項 2

令和7年度木更津市国民健康保険特別会計予算（案）について	18
------------------------------	----

諮問事項 3

木更津市国民健康保険税率改定計画の改訂について	42
-------------------------	----

諮問事項 4

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の 制定について	57
---------------------------------------	----

報告事項 1

木更津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の 議決結果について	68
-------------------------------------	----

令和7年度 木更津市国民健康保険 事業計画（案）

令和7年3月
市民部保険年金課

目次

1. 基本方針	1
2. 主要事業	1
3. 個別の事業計画	1
(1) 収納率向上対策事業	1
① 保険税収納率向上対策	
② 口座振替の利用促進	
③ 自主納付の促進	
④ 保険税滞納世帯対策	
⑤ 特別療養該当の資格確認書等の交付	
(2) 適用適正化対策事業	2
① 適用適正化調査の実施	
② 保険資格重複適用者対策	
③ 保険資格未適用者対策	
④ 適正な賦課	
⑤ 居所不明被保険者実態調査	
⑥ 後期高齢者医療制度の情報提供	
(3) 医療費適正化対策事業	4
① レセプト点検事業	
② 医療費通知	
③ ジェネリック医薬品の普及促進	
④ 第三者行為求償事務	
⑤ 不当利得未収金対策	
(4) 保健事業	5
① 特定健康診査	
② 特定健康診査未受診者対策（委託）	
③ 特定保健指導（委託＋直営）	
④ 特定保健指導未利用者対策（委託＋直営）	
⑤ 糖尿病性腎症（DKD）及び慢性腎臓病（CKD）の重症化予防	
⑥ 脳・心血管疾患の重症化予防	
⑦ 重複服薬患者への保健指導	
⑧ 健康教育・健康相談	
⑨ 健康管理促進事業	
⑩ 若年期健康診査	
⑪ 健康推進課との連携	
(5) 広報啓発事業	7
① 市広報紙「広報きさらづ」の活用	
② インターネットの活用	
③ デジタルサイネージの活用	
④ 外国語パンフレットの配布	
事項別実施計画	8

1. 基本方針

令和7年度国民健康保険事業については、計画的かつ効率的な運営を目途として、次に掲げる主要事業の積極的促進を図るため事業計画を策定し、その執行にあたっては進捗状況の把握等に十分留意するものとする。

2. 主要事業

令和7年度国民健康保険事業の運営にあたっては、次に掲げる事業に重点を置いて取り組むものとする。

- (1) 収納率向上対策事業
- (2) 適用適正化対策事業
- (3) 医療費適正化対策事業
- (4) 保健事業
- (5) 広報啓発事業

3. 個別の事業計画

(1) 収納率向上対策事業

収納率向上対策の充実・強化を促進するため、財務部収税対策室で毎年4月下旬に策定する「市税等徴収対策実施計画」に基づき実施する。

① 保険税収納率向上対策

市税等徴収対策本部による市税全般の収納率向上対策として、文書催告・自動音声電話催告を実施し更なる収納率の向上に努める。

特に、保険税現年度分の収納率向上に向け、現年度課税の優先納付を原則として、新たな年度繰越による滞納を生じることのないよう対策強化に努める。

② 口座振替の利用促進

収納率向上に効果的な口座振替について、資格確認書や納付書の発送時のチラシ同封や広報きさらづへの掲載、転入による国民健康保険加入及び確定申告の手続き時の勧奨等を行う。

さらに、キャッシュカードで口座振替受付ができるPay-easy(ペイジー)口座振替受付サービスによる口座振替の簡略化を行い、口座振替登録の機会を増やし利用促進を図る。

③ 自主納付の促進

利便性の高いコンビニ納付やキャッシュレス納付(決済)の利用について、納付書への記載や市ホームページ等を用いて周知することで、自主納付の促進を図る。

④ 保険税滞納世帯対策

保険税滞納世帯の増加は国民健康保険財政を圧迫する要因となることから、滞納世帯に対し文書催告を行うとともに、担税能力、所有財産及び納税意思の見極めを行い、自主的な納付が見込まれないと判断した事案については、速やかに財産調査及び滞納処分を執行することで滞納額の縮減に努める。

また、特別療養費や高額療養費等の支給時に収税対策室と連携し、積極的に税充当を実施することで滞納額の縮減に取り組む。

⑤ 特別療養該当の資格確認書等の交付

滞納者に対しては、呼出納税相談や納付催告、弁明書提出の機会の付与を活用して、収納率の向上に努める。

なお、災害等特別の事情に該当せず、納期限から1年以上の滞納がある世帯については、税の公平負担の観点から医療機関受診時に一旦10割で負担し、後日特別療養費として申請が必要となる、特別療養該当の資格確認書または資格情報のお知らせ(旧制度における資格証明書)を交付する。

(2) 適用適正化対策事業

① 適用適正化調査の実施

被保険者資格の適用事務は、国民健康保険事業を運営する上での基本的な事項であり、適正な資格を把握することは極めて重要であることから、10月を適用適正化強化月間と定める。

特に、世帯主が国民健康保険に加入しておらず、家族が国民健康保険に加入している世帯である擬制世帯を対象とした調査を行い、適用の適正化に努める。

② 保険資格重複適用者対策

オンライン資格確認システムを活用した国民健康保険中央会から提供される保険重複加入者リストに基づき、国民健康保険と社会保険の保険資格が重複していると思われる者に対して、国民健康保険脱退の手続きを促すものとする。

③ 保険資格未適用者対策

オンライン資格確認システムを活用した国民健康保険中央会から提供される加入勧奨ファイルを活用して、会社等を退職したことにより社会保険等の資格を喪失した者に対して、国民健康保険加入の手続きを促すものとする。

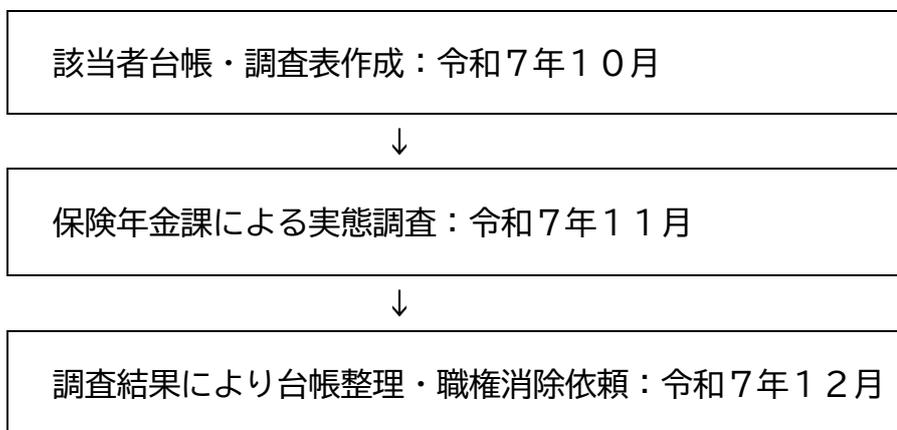
④ 適正な賦課

市民税課と協力し適正な所得の把握に努め、所得申告の指導を徹底するとともに、年度途中の転入者で未申告の者には、「国民健康保険税申告書」を送付し、適正な賦課に努める。

⑤ 居所不明被保険者実態調査

資格確認書、納税通知書、督促状等が返戻したときについて、該当者の台帳及び調査票を作成したうえで実態調査を実施する。実態調査の結果によっては、市民課に住民登録の職権消除の依頼を行うものとし、原則として次のような日程で調査等を実施する。

なお、必要に応じ随時、実態調査を行うものとする。



⑥ 後期高齢者医療制度の情報提供

一定の障がいのある65歳以上の被保険者については、後期高齢者医療制度に加入することができるため各制度の説明を実施するなど、被保険者に必要な情報提供を行うものとする。

(3) 医療費適正化対策事業

① レセプト点検事業

レセプト点検については、医療機関においてレセプト請求事務の経験者及び医療事務資格の修了者等の専門職により、診療内容や資格、請求点数、給付発生原因等の点検を行うものとする。

また、これらの月例事務の事後処理として、過誤調整、再審査請求、不当利得等に伴う返還請求及び第三者行為に伴う損害賠償請求を実施する。

毎年、点検効果率の目標値を設定するなど、レセプト点検業務を強化し、医療費の適正化を図る。令和7年度の目標値は点検効果率を0.10%とする。

柔道整復施術及びあんま・はり・きゅう・マッサージ療養費については、療養費支給申請書内容点検等業務委託契約を実施し、専門知識を有した者により多部位、長期又は頻度が高い施術患者に対して、負傷部位や原因調査を実施し、患者に対する適正受診の指導に努め、また、レセプト点検を行い、過誤・不正請求の防止を徹底することにより医療費の適正化を図る。

② 医療費通知

保険者負担の動向や医療費の適正化、健康に対する認識等の啓発を目的に、被保険者に対して保険医療機関等の医療費通知について、1年間分の医療費を年3回に分けて通知する。

通知の内容は、「受診者氏名、診療年月、診療区分（医科入院・医科外来・医科食事・訪問看護・薬剤の別）、日数、総医療費の額、被保険者負担額及び診療を受けた医療機関等名」とする。

③ ジェネリック医薬品の普及促進

ジェネリック医薬品については、患者負担の軽減や国民健康保険財政の健全化が期待できることから、今後とも医療費の縮減に向け更なる利用促進を図るものとし、ジェネリック医薬品の使用割合を数量シェアで80%以上とすることを目標とする。

資格確認書やお薬手帳に直接貼ることができる「ジェネリック医薬品お願いシール」を資格確認書更新時等に配布し、被保険者の利便性等を図る。

ジェネリック医薬品を使用した場合における患者負担のメリットを示すため、利用差額通知書を年2回発送する。また、広報きさらづや市ホームページ等で啓発を行い、普及促進に向けた周知に努める。

④ 第三者行為求償事務

交通事故等による第三者行為求償事務については、直接的に医療費適正化に連動することから積極的に対応するため、レセプト点検員による傷病名からの調査により、第三者行為を把握する。

君津木更津医師会や救急搬送病院に対して連絡等の協力を依頼するとともに、第三者行為事案をより多く把握するため、消防署や保健所等の関係機関から救急搬送記録等の情報提供を受ける体制の構築を進める。また、広報きさらづや市ホームページ等を通じ、届出の必要性など制度の周知を図る。

⑤ 不当利得未収金対策

不当利得による未収金については、督促や催告、電話を定期的を実施し、収納の向上に努める。また、不当利得金額が高額になる者については、積極的に保険者間調整制度を案内し、未収金となることを未然に防止する。

(4) 保健事業

木更津市国民健康保険保健事業計画（第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画）（令和6年度から令和11年度まで）の保健事業計画に沿って実施する。

① 特定健康診査

- ・ 個別健康診査：6月1日から10月31日まで協力実施機関にて実施
- ・ 集団健康診査：7月から10月までの休日6回、平日1回
結核・肺がん健診、肝炎ウイルス検査等（健康推進課所管）と合同開催
- ・ J A木更津市と連携した健康診査
- ・ 短期人間ドック助成事業（特定健康診査項目を含むため）

② 特定健康診査未受診者対策（委託）

未受診者に対して、専門業者を活用し性別や年齢階層毎の特徴に合わせた受診勧奨を実施し、受診率の向上を図る。

③ 特定保健指導（委託+直営）

メタボリックシンドロームの改善及び減少に取り組み、生活習慣病の発症リスクを抑制する。

④ 特定保健指導未利用者対策（委託+直営）

特定保健指導未利用者に対し、休日や夜間を含む電話勧奨及び文書通知、家庭訪問を実施し、利用率の向上を図る。

⑤ 糖尿病性腎症(DKD)及び慢性腎臓病(CKD)の重症化予防

高額医療費となる人工透析患者の減少を目的に、主に糖尿病を起因とする糖尿病性腎症(DKD)及び慢性腎臓病(CKD)の発症及び重症化を予防する。

- ・慢性腎臓病予防連携委員会（管内行政、医師会、地域専門医）
- ・腎臓病地域連携パスを活用した、地域医療連携
- ・腎臓病地域連携パスの交付と受診勧奨
- ・千葉県糖尿病性腎症プログラムに基づいた保健指導

⑥ 脳・心血管疾患の重症化予防

医療費が高額で死亡率の高い虚血性心疾患及び要介護の原因となっている脳血管疾患の発症・重症化を予防する。また、これらの基礎疾患となる高血圧症を含む循環器疾患の発症・重症化予防をする。

- ・高血圧治療ガイドラインの「脳心血管病リスク層」をもとに保健指導を実施
- ・Ⅱ度高血圧(160/100mmHG以上)及び心電図虚血性有所見者未治療者

⑦ 重複服薬患者への保健指導

重複服薬による健康被害の防止及び医療費適正化を目的に実施する。

- ・千葉県及び木更津市の実施要領に基づき、君津木更津薬剤師会薬業会と協働して実施する。
- ・保健指導該当者の選定は、千葉県国民健康保険団体連合会からの提供リスト及び国保データベース(KDB)のレセプトから指定薬剤師3名と保健師が選定する。
なお、保健指導該当者の選定にあたっては、レセプト点検調査により判明した重複服薬者情報についても活用する。
- ・年1回以上報告会及び検討会を実施し、課題を共有する。

⑧ 健康教育・健康相談

被保険者の健康リテラシーの向上及び生活習慣病の発症・重症化予防を目的に実施する。

⑨ 健康管理促進事業

市役所朝日庁舎と各公民館に設置されている血圧計を活用し、日常生活において健康管理に対する認識を深めるものとする。

⑩ 若年期健康診査

30歳代の若年層(国民健康保険被保険者)から健康診査の機会を設け、生活習慣病リスクを持つ者へは保健・栄養指導を実施し、生活習慣病の発症予防を図る。

⑪ 健康推進課との連携

木更津市国民健康保険保健事業計画及び「第4次健康きさらづ21(健康増進計画)」は共通する事項が多いことから、市民の健康寿命の延伸、生活習慣病の発症・重症化予防等を効果的・効率的に連携して取り組む。

(5) 広報啓発事業

国民健康保険制度に対する関心を高めるため、市広報紙やインターネット等を活用し、各種事業等の周知・徹底を図る。

① 市広報紙「広報きさらづ」の活用

「広報きさらづ」に保険コーナーを常設し、国民健康保険制度の現状や健康課題、疾病・重症化予防に関する啓発、マイナ保険証の利用促進など、国民健康保険全般に関する情報提供に努める。

② インターネットの活用

市ホームページにより、国民健康保険制度の概要等についての紹介に努める。

また、特定健康診査インターネット予約の実施及びZoomを活用した特定保健指導の実施やAIアプリを用いた特定保健指導の実施、YouTubeで健康講座を発信(参考:「血圧下げ下げチャレンジ」「STOP!糖尿病」)など、利便性向上に努める。

③ デジタルサイネージの活用

デジタルサイネージを活用し、国民健康保険事業の周知を行う。

④ 外国語パンフレットの配布

近年、外国人被保険者が増えていることから、国民健康保険制度に対する理解を促し納税義務の認識を高めていくために、外国人被保険者が多い言語に対応した制度周知用のパンフレットを配布する。

令和7年度木更津市国民健康保険事業計画 事項別実施計画

主要事業名	内容	新規 継続 の別	主管課	主な事業実施予定		
				事業詳細	実施時期	評価
(1) 収納率向上対策事業	① 保険税収納率向上対策	継続	収 税 対策室	・ 文書催告の実施 ・ 自動音声電話催告の実施 ・ 現年度課税の優先納付	10月・3月 通年 通年	
	② 口座振替の利用促進	継続	収 税 対策室	・ 資格確認書や納付書の発送時のチラシ同封 ・ 広報きさらづへの掲載 ・ 転入による国民健康保険加入時の勧奨	通年 通年(3月除) 通年	
			保 険 年金課	・ 確定申告の手続き時の勧奨 ・ Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービスによる口座振替の簡略化	随時 通年	
	③ 自主納付の促進	継続	収 税 対策室	・ コンビニ納付やキャッシュレス納付(決済)の利用について、納付書への記載や市ホームページ等を用いて周知	通年	
	④ 保険税滞納世帯対策	継続	収 税 対策室	・ 文書催告の実施 ・ 財産調査及び滞納処分	10月・3月 通年	
保 険 年金課			・ 特別療養費や高額療養費等の支給時に収税対策室と連携し、積極的に税充当を実施	通年		
⑤ 特別療養該当の資格確認書等の交付	継続	収 税 対策室	・ 滞納者への呼出納税相談や、納付催告、弁明書提出の機会の付与の実施	通年 6月		

主要事業名	内容	新規 継続 の別	主管課	主な事業実施予定		
				事業詳細	実施時期	評価
(2) 適用適正化対策事業	① 適用適正化調査の実施	継続	保 険 年金課	・災害等特別の事情に該当せず、納期限から1年以上の滞納がある世帯に対し、特別療養該当の資格確認書等を交付	7月	
	② 保険資格重複適用者対策	継続	保 険 年金課	10月を適用適正化強化月間と定め、特に擬制世帯を対象とした調査を行い、適用の適正化に努める。	10月	
	③ 保険資格未適用者対策	継続	保 険 年金課	国民健康保険と社会保険の保険資格が重複していると思われる者に対して、国民健康保険脱退の手続きを促す。	通年	
	④ 適正な賦課	継続	市民税課	会社等を退職したことにより社会保険等の資格を喪失した者に対して、国民健康保険加入の手続きを促す。	通年	
	⑤ 居所不明被保険者実態調査	継続	保 険 年金課	・市民税課と協力し適正な所得の把握に努め、所得申告の指導を徹底 ・年度途中の転入者で未申告の者には、「国民健康保険税申告書」を送付	通年	
			保 険 年金課	資格確認書、納税通知書、督促状等の返戻分について、該当者の台帳及び調査票を作成の上、実態調査を行い、必要に応じて、市民課に職権消除の依頼を行う。		

主要事業名	内容	新規 継続 の別	主管課	主な事業実施予定		
				事業詳細	実施時期	評価
(3) 医療費適正化 対策事業	⑥ 後期高齢者医療制度の情報提供	継続	保 険 年金課	①該当台帳作成・調査表作成 ②保険年金課による実態調査 ③調査結果により台帳整理・職権消除 一定の障がいのある65歳以上の被保険者については、後期高齢者医療制度に加入することができるため各制度の説明を行う。	10月 11月 12月 通年	
	① レセプト点検事業	継続	保 険 年金課	レセプト点検業務の強化を図るため、市担当職員に加えレセプト点検事務に精通した医療事務資格者等を雇用し、毎月請求されたレセプトについて、診療内容の点検、資格、請求点数、給付発生原因等の点検を行う。また、これらの月例事務の事務処理として過誤調整、再審査請求、不当利得等に伴う返還請求、第三者行為に伴う損害賠償請求等を実施する。 柔道整復施術及びあんま・はり・きゅう・マッサージ療養費については、療養費支給申請書内容点検等業務委託契約を実施し、専門知識を有した者により多部位、長期又は頻度が高い施術患者に対して、負傷部位や原因調査を実施し、患者に対する適正受診の指導に努め、また、レセプト点検を行い、過誤・不正	通年	

主要事業名	内容	新規 継続 の別	主管課	主な事業実施予定		
				事業詳細	実施時期	評価
	② 医療費通知	継続	保 険 年金課	請求の防止を徹底することにより医療費の適正化を図る。 【目標値】点検効果率 0.10%		
	③ ジェネリック医薬品の普及促進	継続	保 険 年金課	被保険者に対して保険医療機関等の1年間分の医療費を年3回に分けて通知する。 ・ジェネリックお願いシールの配布 ・広報きさらづ及び市ホームページ等で啓発 ・ジェネリック医薬品利用差額通知を年2回実施 【目標値】 ジェネリック医薬品の数量シェア 80%以上	8月・1月・3月 通年 通年 9月・3月	
	④ 第三者行為求償事務	継続	保 険 年金課	・第三者行為の把握のため、レセプト点検員による傷病名からの発見、君津木更津医師会や救急搬送病院に対して連絡等の協力を依頼 ・消防署や保健所等の関係機関から救急搬送記録等の情報提供を受ける体制の構築	通年	
	⑤ 不当利得未収金対策	継続	保 険 年金課	・不当利得による未収金については、督促や催告、電話を定期的実施し、収納の向上に努める。 ・不当利得金額が高額になる者については、積極的に保険者間調整制度を案内し、未収金となることを未然に防止する。	通年 通年	

主要事業名	内容	新規 継続 の別	主管課	主な事業実施予定		
				事業詳細	実施時期	評価
(4) 保健事業	① 特定健康診査	継続	保 険 年金課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別健康診査 6月1日から10月31日まで協力実施機 関にて実施 ・ 集団健康診査 7月から10月までの休日6回、平日1回 実施し、結核・肺がん健診、肝炎ウイルス検 査等（健康推進課所管）と合同開催 ・ J A木更津市と連携した健康診査 ・ 短期人間ドック助成事業（特定健康診査項 目を含むため） 	6月～10月 7月～10月 7月 通年	
	② 特定健康診査未受診者対策 （委託）	継続	保 険 年金課	未受診者に対して、性別や年齢階層毎の特徴 に合わせた受診勧奨を実施し、受診率の向上 を図る。	9月	
	③ 特定保健指導（委託+直営）	継続	保 険 年金課	メタボリックシンドロームの改善及び減少に 取り組み、生活習慣病の発症リスクを抑制す る。	通年	
	④ 特定保健指導未利用者対策 （委託+直営）	継続	保 険 年金課	特定保健指導未利用者に対し、休日や夜間を 含む電話勧奨及び文書通知、家庭訪問を実施 し、利用率の向上を図る。	通年	

主要事業名	内容	新規 継続 の別	主管課	主な事業実施予定		
				事業詳細	実施時期	評価
	⑤ 糖尿病性腎症(DKD)及び慢性腎臓病(CKD)の重症化予防	継続	保 険 年金課	高額医療費となる人工透析患者の減少を目的に、主に糖尿病を起因とする糖尿病性腎症(DKD)及び慢性腎臓病(CKD)の発症及び重症化を予防する。 ・慢性腎臓病予防連携委員会(管内行政、医師会、地域専門医) ・腎臓病地域連携パスを活用した、地域医療連携 ・腎臓病地域連携パスの交付と受診勧奨 ・千葉県糖尿病性腎症プログラムに基づいた保健指導	通年	
	⑥ 脳・心血管疾患の重症化予防	継続	保 険 年金課	医療費が高額で死亡率の高い虚血性心疾患及び要介護の原因となっている脳血管疾患の発症・重症化を予防する。また、これらの基礎疾患となる高血圧症を含む循環器疾患の発症・重症化予防をする。 ・高血圧治療ガイドラインの「脳心血管病リスク層」をもとに保健指導を実施する ・Ⅱ度高血圧(160/100mmHG以上)及び心電図虚血性有所見者未治療者	通年	
	⑦ 重複服薬患者への保健指導	継続	保 険 年金課	重複服薬による健康被害の防止及び医療費適正化を目的に実施する。 ・千葉県及び木更津市の実施要領に基づき、君津木更津薬剤師会薬業会と協働して実施。	通年	

主要事業名	内容	新規 継続 の別	主管課	主な事業実施予定		
				事業詳細	実施時期	評価
				<ul style="list-style-type: none"> ・保健指導該当者の選定は、県国保連合会提供リスト及び国保データベース(KDB)のレセプトから指定薬剤師3名と保健師が選定する。保健指導該当者の選定にあたっては、レセプト点検調査により判明した重複服薬者情報についても活用する。 ・年1回以上報告会及び検討会を実施し、課題を共有する。 		
	⑧ 健康教育・健康相談	継続	保 険 年金課	被保険者の健康リテラシーの向上及び生活習慣病の発症・重症化予防を目的に実施する。	通年	
	⑨ 健康管理促進事業	継続	保 険 年金課	朝日庁舎と公民館の血圧計を活用し、健康管理に対する認識を深めるものとする。	通年	
	⑩ 若年期健康診査	継続	保 険 年金課	30歳代の若年層(国民健康保険被保険者)から健康診査の機会を設け、生活習慣病リスクを持つ者へは保健・栄養指導を実施し、生活習慣病の発症予防を図る。	6月～2月	
	⑪ 健康推進課との連携	継続	健 康 推進課	木更津市国民健康保険保健事業計画及び「第4次健康きさらづ21(健康増進計画)」は共通する事項が多いことから、市民の健康寿命の延伸、生活習慣病の発症・重症化予防等を効果的・効率的に連携して取り組む。	通年	

主要事業名	内容	新規 継続 の別	主管課	主な事業実施予定		
				事業詳細	実施時期	評価
(5) 広報啓発事業	① 市広報紙「広報きさらづ」の活用	継続	保 険 年金課	「広報きさらづ」に保険コーナーを常設し、国民健康保険全般にわたる関係記事を掲載し、その周知に努める。	通年	
	② インターネットの活用	継続	保 険 年金課	・市ホームページにより国民健康保険制度の概要等の紹介に努める。	通年	
				・特定健康診査インターネット予約の実施	通年	
				・Zoomを活用した特定保健指導の実施 ・AIアプリを用いた特定保健指導の実施 ・YouTubeによる健康講座を発信（「血圧下げ下げチャレンジ」、「STOP！糖尿病」）	随時 随時 通年	
③ デジタルサイネージの活用	継続	保 険 年金課	デジタルサイネージを活用し、国民健康保険事業の周知を行う。	随時		
④ 外国語パンフレット配布	新規	保 険 年金課	外国人被保険者が多い言語に対応した国民健康保険制度周知用パンフレットの配布	随時		

諮問事項2

令和7年度 木更津市国民健康保険 特別会計予算（案）

目 次

総 括 表	1
当初予算（歳入）	2
当初予算（歳出）	4
当初予算（一般会計）	7
当初予算主要施策一覧表（歳入）	8
当初予算主要施策一覧表（歳出）	12
当初予算補足説明（歳入）	17
当初予算補足説明（歳出）	20

令和7年度 国民健康保険特別会計 歳入歳出予算（案）

（単位：千円）

【歳入】

款	令和7年度	令和6年度	比較
5 国民健康保険税	2,450,861	2,399,797	51,064
10 使用料及び手数料	1	1	0
15 国庫支出金	0	0	0
25 県支出金	8,008,075	8,354,808	△ 346,733
35 財産収入	2	2	0
40 繰入金	1,065,589	1,203,544	△ 137,955
45 繰越金	1	1	0
50 諸収入	142,471	119,847	22,624
計	11,667,000	12,078,000	△ 411,000

【歳出】

款	令和7年度	令和6年度	比較
5 総務費	231,398	227,852	3,546
10 保険給付費	7,926,551	8,255,123	△ 328,572
14 国民健康保険事業費納付金	3,314,535	3,395,842	△ 81,307
25 保健事業費	166,714	171,281	△ 4,567
30 基金積立金	2	2	0
40 諸支出金	17,800	17,900	△ 100
45 予備費	10,000	10,000	0
計	11,667,000	12,078,000	△ 411,000

令和7年度 国民健康保険特別会計予算（案）

単位：円

区分	款	内 訳	①R7当初予算	②R6決算見込額	③R6当初予算	当初予算比較④（①－③）	
国民健康保険特別会計	歳入	05 国民健康保険税	一般現年（医療）	1,620,015,000	1,665,226,000	1,571,770,000	48,245,000
			一般現年（後期）	483,434,000	466,960,000	462,788,000	20,646,000
			一般現年（介護）	145,714,000	132,889,000	131,387,000	14,327,000
			一般滞繰（医療）	149,208,000	187,470,000	173,933,000	▲ 24,725,000
			一般滞繰（後期）	37,016,000	44,928,000	42,084,000	▲ 5,068,000
			一般滞繰（介護）	15,474,000	18,859,000	17,252,000	▲ 1,778,000
			退職滞繰（医療）	0	424,000	424,000	▲ 424,000
			退職滞繰（後期）	0	70,000	70,000	▲ 70,000
			退職滞繰（介護）	0	89,000	89,000	▲ 89,000
			05款計		2,450,861,000	2,516,915,000	2,399,797,000
	10 使用料及び手数料	諸証明手数料	1,000	3,000	1,000	0	
		10款計		1,000	3,000	1,000	0
	15 国庫支出金	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	0	15,397,000	0	0	
		災害等臨時特例補助金	0	118,000	0	0	
		15款計		0	15,515,000	0	0
	25 県支出金	健康増進事業費補助金	1,616,000	1,355,000	1,355,000	261,000	
		普通交付金	7,846,428,000	7,984,974,000	8,187,106,000	▲ 340,678,000	
		保険者努力支援分	48,509,000	46,454,000	57,207,000	▲ 8,698,000	
		特別調整交付金分（市町村分）	10,124,000	43,822,000	10,541,000	▲ 417,000	
		県繰入金（2号分）	65,468,000	60,930,000	58,581,000	6,887,000	
		特定健康診査等負担金	35,930,000	31,861,000	40,018,000	▲ 4,088,000	
		25款計		8,008,075,000	8,169,396,000	8,354,808,000	▲ 346,733,000

単位：円

区分	款	内 訳	①R 7当初予算	②R 6決算見込額	③R 6当初予算	当初予算比較④ (①-③)	
国民健康保険特別会計	35 財産収入	財政調整基金利子	1,000	40,000	1,000	0	
		高額療養費貸付基金利子	1,000	1,000	1,000	0	
		35款計	2,000	41,000	2,000	0	
	40 繰入金	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	320,731,000	320,731,000	349,723,000	▲ 28,992,000	
		保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	210,044,000	210,044,000	213,882,000	▲ 3,838,000	
		未就学児均等割保険税繰入金	4,661,000	4,661,000	5,095,000	▲ 434,000	
		産前産後保険税繰入金	1,945,000	1,945,000	1,433,000	512,000	
		職員給与費等繰入金	230,183,000	208,872,000	226,432,000	3,751,000	
		出産育児諸費繰入金	35,000,000	30,000,000	26,667,000	8,333,000	
		財政安定化支援事業繰入金	38,042,000	38,042,000	37,707,000	335,000	
		財政調整基金繰入金	224,983,000	176,844,000	342,605,000	▲ 117,622,000	
		40款計	1,065,589,000	991,139,000	1,203,544,000	▲ 137,955,000	
	45 繰越金	普通交付金繰越金	0	13,748,000	0	0	
		前年度繰越金	1,000	1,459,000	1,000	0	
		45款計	1,000	15,207,000	1,000	0	
	50 諸収入	保険税延滞金（一般）	124,419,000	152,358,000	100,000,000	24,419,000	
		保険税延滞金（退職）	0	10,000	1,800,000	▲ 1,800,000	
		第三者行為に伴う損害賠償金	15,000,000	7,700,000	15,000,000	0	
		保険給付返納金	3,000,000	3,000,000	3,000,000	0	
		高額療養費返納金	0	899,000	0	0	
		雇用保険被保険者負担分	52,000	24,000	47,000	5,000	
		公務災害補償基金還付金	0	0	0	0	
		前年度労働保険料返還金	0	134,000	0	0	
		50款計	142,471,000	164,125,000	119,847,000	22,624,000	
	歳入合計			11,667,000,000	11,872,341,000	12,078,000,000	▲ 411,000,000

単位：円

区分	款	内 訳	①R 7当初予算	②R 6決算見込額	③R 6当初予算	当初予算比較④ (①-③)
国民健康保険特別会計	歳出	05 総務費				
		一般職人件費	146,760,000	134,241,000	138,263,000	8,497,000
		会計年度任用職員人件費	29,715,000	25,200,000	25,188,000	4,527,000
		保険給付事務費	6,596,000	5,138,000	6,883,000	▲ 287,000
		保険者事務電算共同処理委託費	11,074,000	11,091,000	11,407,000	▲ 333,000
		保険証更新事業費	8,760,000	15,701,000	9,256,000	▲ 496,000
		損害賠償求償事務手数料	200,000	200,000	200,000	0
		ジェネリック医薬品利用促進事業費	807,000	806,000	806,000	1,000
		療養費支給申請書点検業務委託費	700,000	611,000	961,000	▲ 261,000
		医療費適正化対策事業諸経費	233,000	239,000	239,000	▲ 6,000
		国民健康保険システム改修費	660,000	9,746,000	12,415,000	▲ 11,755,000
		君津中央病院企業団保険事業負担金	0	21,636,000	0	0
		国民健康保険のオンライン資格確認等に係る運営負担金	1,034,000	894,000	894,000	140,000
		国民健康保険団体連合会負担金	2,867,000	2,931,000	2,963,000	▲ 96,000
		保険税賦課事務費	6,949,000	5,078,000	5,548,000	1,401,000
		保険税徴収事務費	9,554,000	8,601,000	7,804,000	1,750,000
		市税等コンビニエンスストア収納関係費	4,802,000	4,342,000	4,342,000	460,000
		国民健康保険事業の運営に関する協議会委員報酬	493,000	449,000	493,000	0
		国民健康保険事業の運営に関する協議会諸経費	194,000	83,000	190,000	4,000
	05款計	231,398,000	246,987,000	227,852,000	3,546,000	

単位：円

区分	款	内 訳	①R 7当初予算	②R 6決算見込額	③R 6当初予算	当初予算比較④ (①-③)
国民健康保険特別会計	10 保険給付費	療養給付費（一般）	6,782,021,000	6,907,902,000	7,107,902,000	▲ 325,881,000
		療養給付費（退職）	0	1,000	1,000	▲ 1,000
		療養費（一般）	49,000,000	52,000,000	45,000,000	4,000,000
		療養費（退職）	0	1,000	1,000	▲ 1,000
		審査支払手数料	26,357,000	16,565,000	17,150,000	9,207,000
		高額療養費（一般）	1,005,000,000	1,032,000,000	1,033,000,000	▲ 28,000,000
		高額療養費（退職）	0	1,000	1,000	▲ 1,000
		高額介護合算療養費（一般）	2,000,000	1,800,000	2,000,000	0
		高額介護合算療養費（退職）	0	1,000	1,000	▲ 1,000
		移送費	50,000	50,000	50,000	0
		出産育児一時金	52,500,000	45,000,000	40,000,000	12,500,000
		出産育児一時金支払手数料	23,000	19,000	17,000	6,000
		葬祭費	9,500,000	9,900,000	9,900,000	▲ 400,000
		傷病手当金	100,000	100,000	100,000	0
			10款計	7,926,551,000	8,065,340,000	8,255,123,000

単位：円

区分	款	内 訳	①R 7当初予算	②R 6決算見込額	③R 6当初予算	当初予算比較④ (①-③)
国民健康保険特別会計	14 国民健康保険事業費納付金	医療給付費分	2,224,827,000	2,265,486,000	2,265,486,000	▲ 40,659,000
		後期高齢者支援金等分	818,096,000	846,304,000	846,304,000	▲ 28,208,000
		介護納付金分	271,612,000	284,052,000	284,052,000	▲ 12,440,000
		14款計	3,314,535,000	3,395,842,000	3,395,842,000	▲ 81,307,000
	25 保健事業費	会計年度任用職員人件費	5,215,000	4,089,000	4,798,000	417,000
		特定健康診査等事業費	97,061,000	74,509,000	106,007,000	▲ 8,946,000
		医療費通知事務費	4,622,000	4,126,000	4,126,000	496,000
		国民健康保険制度趣旨普及事業費	746,000	680,000	680,000	66,000
		短期人間ドック助成事業費	59,040,000	52,640,000	55,640,000	3,400,000
		健康管理促進事業費	30,000	30,000	30,000	0
		25款計	166,714,000	136,074,000	171,281,000	▲ 4,567,000
	30 基金積立金	財政調整基金積立金	1,000	40,000	1,000	0
		高額療養費貸付基金積立金	1,000	1,000	1,000	0
		30款計	2,000	41,000	2,000	0
	40 諸支出金	過年度保険税還付金（一般）	17,800,000	17,800,000	17,800,000	0
		過年度保険税還付金（退職）	0	100,000	100,000	▲ 100,000
		特定健康診査等負担金返還金	0	97,000	0	0
		出産育児一時金臨時補助金返還金	0	60,000	0	0
		国民健康保険税返還金	0	301,000	0	0
		40款計	17,800,000	18,358,000	17,900,000	▲ 100,000
	45 予備費	予備費	10,000,000	9,699,000	10,000,000	0
		45款計	10,000,000	9,699,000	10,000,000	0
	歳出合計			11,667,000,000	11,872,341,000	12,078,000,000

単位：円

区分	款	内 訳	①R 7当初予算	②R 6決算見込額	③R 6当初予算	当初予算比較④ (①-③)	
一般会計	60 国庫支出金	保険基盤安定負担金	105,021,000	105,022,000	106,941,000	▲ 1,920,000	
		未就学児均等割保険税負担金	2,330,000	2,330,000	2,548,000	▲ 218,000	
		産前産後保険税負担金	972,000	972,000	716,000	256,000	
	65 県支出金	保険基盤安定負担金	293,059,000	293,060,000	315,763,000	▲ 22,704,000	
		未就学児均等割保険税負担金	1,165,000	1,165,000	1,274,000	▲ 109,000	
		産前産後保険税負担金	486,000	486,000	358,000	128,000	
	歳出	15 民生費	保険基盤安定繰出金（税軽減分）	320,731,000	320,731,000	349,723,000	▲ 28,992,000
			保険基盤安定繰出金（支援分）	210,044,000	210,044,000	213,882,000	▲ 3,838,000
			未就学児保険税均等割繰出金	4,661,000	4,661,000	5,095,000	▲ 434,000
			産前産後保険税繰出金	1,945,000	1,945,000	1,433,000	512,000
			職員給与等繰出金	230,183,000	208,872,000	226,432,000	3,751,000
			出産育児諸費繰出金	35,000,000	30,000,000	26,667,000	8,333,000
			財政安定化支援事業繰出金	38,042,000	38,042,000	37,707,000	335,000

令和7年度 当初予算主要施策一覧表（歳入）

単位：千円

05款 国民健康保険税 05項 国民健康保険税

事業名等		令和7年度	令和6年度	比較	事業内容等
05目 一般被保険者 国民健康保険税	・現年課税分	2,249,163	2,165,945	83,218	<ul style="list-style-type: none"> ・医療給付費分 1,620,015 ・後期高齢者支援金分 483,434 ・介護納付費分 145,714
	・滞納繰越分	201,698	233,269	△ 31,571	<ul style="list-style-type: none"> ・医療給付費分 149,208 ・後期高齢者支援金分 37,016 ・介護納付費分 15,474
10目 退職被保険者等 国民健康保険税	・滞納繰越分	0	583	△ 583	退職者医療制度の経過措置の終了による

10款 使用料及び手数料 05項 手数料

事業名等		令和7年度	令和6年度	比較	事業内容等
05目 総務手数料	・総務管理手数料	1	1	0	諸証明手数料

25款 県支出金 10項 県補助金

事業名等		令和7年度	令和6年度	比較	事業内容等
10目 国民健康保険 保健事業補助金	・国民健康保険 保健事業補助金	1,616	1,355	261	健康増進事業費補助金 ※40歳以上に対して実施する生活習慣病などの疾病予防対策等の健康増進事業に対する県補助金
20目 保険給付費等交付金	・普通交付金	7,846,428	8,187,106	△ 340,678	保険給付費に要する費用に対する県交付金 ※出産育児一時金及び葬祭費は含まない
	・特別交付金 保険者努力支援分	48,509	57,207	△ 8,698	医療費適正化、健康づくり等の取組状況に応じて交付
	・特別交付金 特別調整交付金分(市町村分)	10,124	10,541	△ 417	災害等の特別な事情、制度改正に伴うシステム改修等を考慮して交付
	・特別交付金 県繰入金(2号分)	65,468	58,581	6,887	被保険者の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進その他医療に要する費用の適正化等に係る取組に応じて交付
	・特別交付金 特定健康診査等負担金	35,930	40,018	△ 4,088	特定健康診査等に要する費用に係る負担金

35款 財産収入 05項 財産運用収入

事業名等		令和7年度	令和6年度	比較	事業内容等
05目 利子及び配当金	・基金利子	2	2	0	・財政調整基金利子 1 ・高額療養費貸付基金利子 1

40款 繰入金 05項 一般会計繰入金

事業名等		令和7年度	令和6年度	比較	事業内容等
05目 一般会計繰入金	・ 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	320,731	349,723	△ 28,992	保険税の軽減相当額を一般会計から国保特別会計に繰り入れることで、被保険者の保険税負担の緩和及び財政基盤の安定化を図る。 (負担割合：県3/4、市1/4)
	・ 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	210,044	213,882	△ 3,838	保険税の軽減の対象となった被保険者数に応じて、平均保険税額の一定割合を一般会計から国保特別会計に繰り入れることで、保険税負担の軽減を図るとともに、低所得者を多く抱える市町村を支援する。 (負担割合：国1/2、県1/4、市1/4)
	・ 未就学児均等割 保険税繰入金	4,661	5,095	△ 434	未就学児の保険税均等割額を減額した額の相当額に対する繰入金 (負担割合：国1/2、県1/4、市1/4)
	・ 産前産後保険税繰入金	1,945	1,433	512	産前産後期間における保険税の所得割額及び均等割額を減額した額の相当額に対する繰入金 (負担割合：国1/2、県1/4、市1/4)
	・ 職員給与費等繰入金	230,183	226,432	3,751	職員給与費及び事務費等の一般会計から国保特別会計への繰入金
	・ 出産育児諸費繰入金	35,000	26,667	8,333	出産育児一時金の3分の2を一般会計から国保特別会計への繰入金
	・ 財政安定化支援事業繰入金	38,042	37,707	335	低所得者の割合、高齢者の割合、病院の病床数等を根拠に国が算定し、一般会計から国保特別会計への繰入金

40款 繰入金 10項 基金繰入金

事業名等		令和7年度	令和6年度	比較	事業内容等
05目 財政調整基金繰入金	・ 財政調整基金繰入金	224,983	342,605	△ 117,622	財政調整基金から保険税収入不足分を繰入れ

単位：千円

45款 繰越金 05項 繰越金

事業名等		令和7年度	令和6年度	比較	事業内容等
10目 その他繰越金	・前年度繰越金	1	1	0	

50款 諸収入 05項 延滞金及び過料

事業名等		令和7年度	令和6年度	比較	事業内容等
05目 一般被保険者延滞金	・一般被保険者延滞金	124,419	100,000	24,419	保険税延滞金
10目 退職被保険者等延滞金	・退職被保険者等延滞金	0	1,800	△ 1,800	

50款 諸収入 15項 雑入

事業名等		令和7年度	令和6年度	比較	事業内容等
05目 第三者納付金	・第三者納付金	15,000	15,000	0	交通事故等第三者行為に伴う損害賠償金
15目 返納金	・返納金	3,000	3,000	0	資格喪失等による保険給付費返納金

令和7年度 当初予算主要施策一覧表（歳出）

単位：千円

05款 総務費 05項 総務管理費

事業名等	令和7年度	令和6年度	比較	事業内容等	
05目 一般管理費	保険給付事務費	6,596	6,883	△ 287	<ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費支給勧奨通知等郵送料 4,500 ・高額療養費支給事務用パソコン賃借料 866
	保険者事務電算共同処理委託費	11,074	11,407	△ 333	千葉県国民健康保険団体連合会に事務処理を委託している資格異動喪失処理、診療報酬明細書等の作成、高額療養費の支給、医療費通知の作成等の委託費
	保険証更新事業費	8,760	9,256	△ 496	<ul style="list-style-type: none"> ・資格確認書等印刷費 2,000 ・資格確認書等郵送費 6,000 ・資格確認書等封入封緘委託料 760
	医療費適正化対策事業費	1,940	2,206	△ 266	<ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償求償事務手数料 200 ・ジェネリック医薬品利用促進事業費 807 ・療養費支給申請書点検業務委託費 700 ・医療費適正化対策事業諸経費 233
	国民健康保険システム改修費	660	12,415	△ 11,755	国民健康保険標準化システム導入に伴う高額療養費支給システム改修費 (令和6年度)マイナンバーカードと健康保険証の一本化に伴う国民健康保険システム改修費
	国民健康保険のオンライン資格確認等に係る運営負担金	1,034	894	140	オンラインで資格を確認できるようにすることで、医療機関は正しい資格情報を即座に確認でき、保険者は資格管理事務の効率化を図ることができます。各保険者が千葉県国民健康保険団体連合会に加入者数に応じて負担金を支払うことで、運営しています。
	国民健康保険団体連合会負担金	2,867	2,963	△ 96	保険者が国民健康保険事業を円滑に行うために千葉県国民健康保険団体連合会に支払う負担金

05款 総務費 10項 徴税費

事業名等		令和7年度	令和6年度	比較	事業内容等
05目 賦課徴収費	保険税賦課事務費	6,949	5,548	1,401	納税通知書印刷費及び郵送料等
	保険税徴収事務費	14,356	12,146	2,210	・督促状等印刷費、郵送料等 9,554 ・市税等コンビニエンスストア収納関係費 4,802

10款 保険給付費 5項 療養諸費

事業名等		令和7年度	令和6年度	比較	事業内容等
05目 一般被保険者療養給付費	一般被保険者療養給付費 保険者負担金	6,782,021	7,107,902	△ 325,881	被保険者が医療機関で受診し、療養に要する費用から一部負担金を除く部分について、千葉県国民健康保険団体連合会を通じて保険給付する。
10目 退職被保険者等療養給付費	退職被保険者等療養給付費 保険者負担金	0	1	△ 1	
15目 一般被保険者療養費	一般被保険者療養費 保険者負担金	49,000	45,000	4,000	被保険者が支払った舗装具代やはり・きゅうなどの施術代等について、申請に基づき自己負担分を除いた療養費を支給する。
20目 退職被保険者等療養費	退職被保険者等療養費 保険者負担金	0	1	△ 1	
25目 審査支払手数料	審査支払手数料	26,357	17,150	9,207	千葉県国民健康保険団体連合会に診療報酬明細書(レセプト)の審査と診療報酬の支払いを委託しているため、その手数料を支払う。 レセプト 61円×427,000件 (R6:38円×428,000件) 療養費 36円×2,000件 (R6:36円×1,900件) 柔道整復 58円×4,100件 (R6:58円×4,000件)

10款 保険給付費 10項 高額療養諸費

事業名等		令和7年度	令和6年度	比較	事業内容等
05目 一般被保険者高額療養費	一般被保険者高額療養費 被保険者負担金	1,005,000	1,033,000	△ 28,000	被保険者が医療機関で受診して、支払った一部負担金に対し、自己負担限度額を超える額を高額療養費として支給する。
10目 退職被保険者等高額療養費	退職被保険者等高額療養費 被保険者負担金	0	1	△ 1	
15目 一般被保険者 高額介護合算療養費	一般被保険者高額療養費 被保険者負担金	2,000	2,000	0	「医療保険」と「介護保険」の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するため、1年間（毎年8月から翌年7月末）に支払った各保険制度の自己負担額の合計が基準額を超えた場合、支給申請をすることにより、その超えた額を支給する。
20目 退職被保険者等 高額介護合算療養費	退職被保険者等高額療養費 被保険者負担金	0	1	△ 1	

10款 保険給付費 17項 出産育児諸費

事業名等		令和7年度	令和6年度	比較	事業内容等
05目 出産育児一時金	出産育児一時金	52,500	40,000	12,500	<p>被保険者が出産したときに、医療機関等から請求される出産費用は、出産育児一時金として50万円（産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産した場合48万8千円）の範囲内で保険者から医療機関に直接支払う。 （被保険者の申出により、直接支払制度の利用を希望しないことも可）</p> <p>・出産件数 105件（R6:80件）</p>

10款 保険給付費 20項 葬祭諸費

事業名等		令和7年度	令和6年度	比較	事業内容等
05目 葬祭費	葬祭費	9,500	9,900	△ 400	被保険者が死亡したときは、その葬祭者に葬祭費として5万円を支給する。

14款 国民健康保険事業費納付金 5項 医療給付費分

事業名等		令和7年度	令和6年度	比較	事業内容等
05目 医療給付費分	医療給付費分	2,224,827	2,265,486	△ 40,659	千葉県全体の保険給付費の見込みから、県全体の国民健康保険事業納付金の総額を算出し、年齢調整後の医療費水準及び所得水準に応じて割り当てられた納付金を千葉県に納める。

14款 国民健康保険事業費納付金 10項 後期高齢者支援金等分

事業名等		令和7年度	令和6年度	比較	事業内容等
05目 後期高齢者支援金等分	後期高齢者支援金等分	818,096	846,304	△ 28,208	千葉県全体の後期高齢者支援金等分の見込みから、県全体の国民健康保険事業納付金の総額を算出し、所得水準に応じて割り当てられた納付金を千葉県に納める。

14款 国民健康保険事業費納付金 15項 介護納付金分

事業名等		令和7年度	令和6年度	比較	事業内容等
05目 介護納付金分	介護納付金分	271,612	284,052	△ 12,440	千葉県全体の介護納付金の見込みから、県全体の国民健康保険事業納付金の総額を算出し、所得水準に応じて割り当てられた納付金を千葉県に納める。

単位：千円

25款 保健事業費 03項 特定健康診査等事業費

事業名等		令和7年度	令和6年度	比較	事業内容等
05目	特定健康診査等事業費	102,276	110,805	△ 8,529	40歳から74歳までの被保険者を対象にした特定健康診査及び特定保健指導の実施

25款 保健事業費 05項 保健事業費

事業名等		令和7年度	令和6年度	比較	事業内容等
05目	医療費通知事務費	4,622	4,126	496	年3回実施する医療費通知の郵送料
	短期人間ドック助成事業費	59,040	55,640	3,400	短期人間ドック検査費用の7割を助成する事業（限度額6万円） ・人間ドック（脳ドック無）1,200人（R6:1,100人） ・人間ドック（脳ドック有）320人（R6:305人）

40款 諸支出金 05項 償還金及び還付加算金

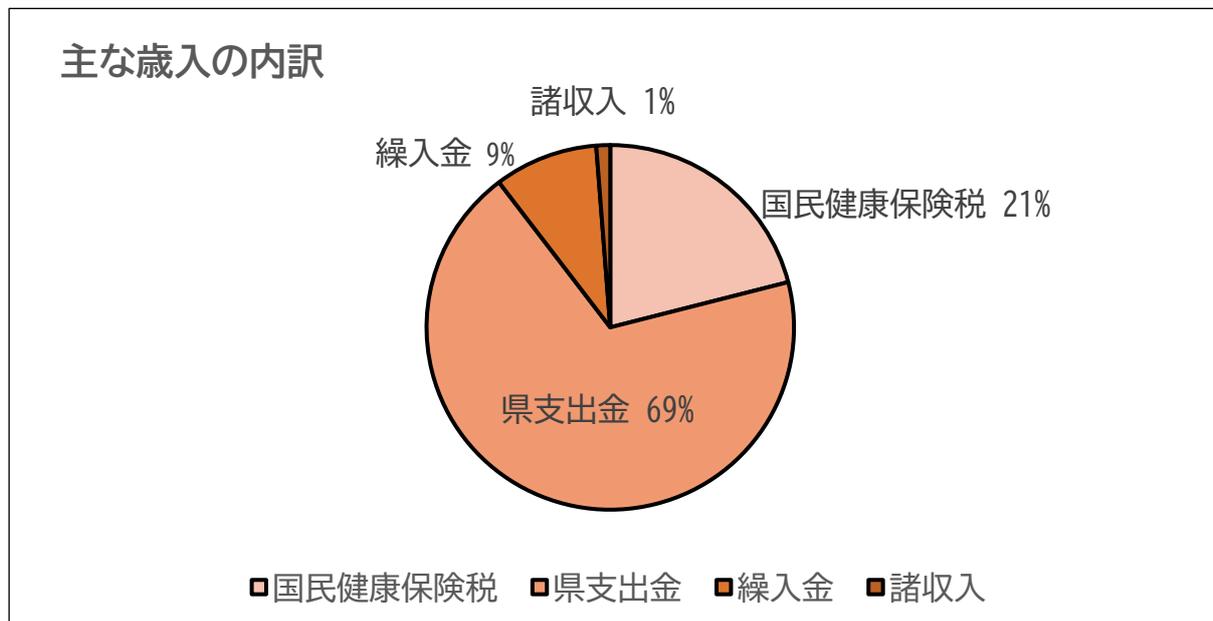
事業名等		令和7年度	令和6年度	比較	事業内容等
05目	一般被保険者 保険税還付金	17,800	17,800	0	過年度分保険税還付金
10目	退職被保険者等 保険税還付金	0	100	△ 100	

令和7年度 国民健康保険特別会計 歳入補足説明

1. 歳入項目別の内訳

歳入の内訳は、円グラフのとおりです。

収入の69%を医療給付費に相当する県支出金が占めています。次いで、被保険者から徴収する国民健康保険税が21%、法令により一般会計からの繰入が認められている繰入金等が9%で、その他の収入は合わせて1%です。



2. 予算項目別の令和7年度当初予算額と令和6年度当初予算額との増減

05 款 国民健康保険税 予算額 24 億 5,086 万 1 千円 (5,106 万 4 千円 増額)

厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されており、被用者保険の適用が拡大されたことから、国民健康保険の加入者及び加入者の所得総額が減少傾向となっています。

令和6年3月に策定した「国民健康保険税率改定計画」に基づき、令和7年度においては、令和11年度まで5年度ありますので、市町村標準保険税率との差を5分の1近づけたところ税率を引き上げることから、前年度に比べて保険税収入が増額になりました。

10 款 使用料及び手数料 予算額 1 千円（増減なし）

国民健康保険に加入していた期間の証明書等の発行手数料です。

15 款 国庫支出金 予算なし（増減なし）

マイナンバーカードの健康保険証利用の普及啓発、事務の効率化を推進する「市町村事務処理標準システム」の導入、災害対応で臨時の保険税減免を実施したときに国から支出される補助金等です。

当初予算編成時点では、国からの補助金がないため予算を計上していません。

25 款 県支出金 予算額 80 億 807 万 5 千円（3 億 4,673 万 3 千円 減額）

国民健康保険広域化に伴い、県から交付される普通交付金が大部分を占め、その他市町村の事情に応じて交付される特別交付金があります。

被保険者が減少傾向にあるため、医療費にあたる保険給付費が前年度より減額を見込んでおり、それに伴い普通交付金が 3 億 4,067 万 8 千円減額したことによるものです。

35 款 財産収入 予算額 2 千円（増減なし）

国民健康保険財政調整基金、高額療養費貸付基金を定期預金で運用した利息です。

40 款 繰入金 予算額 10 億 6,558 万 9 千円 (1 億 3,795 万 5 千円 減額)

国民健康保険事業に係る職員の人件費等、法令により一般財源から国民健康保険特別会計へ繰り入れが認められている繰入金、財政調整基金からの繰入金等です。

財政調整基金から保険税収入不足分による繰り入れを、前年度より 1 億 1,762 万 2 千円減額するものです。

45 款 繰越金 予算額 1 千円 (増減なし)

繰越金は前年度における剰余金を繰り越したもので、当初予算編成時点では金額が明らかでないため予算措置として 1 千円を計上しています。

保険給付費等の実績額の減額により過大交付となった国・県交付金の返還金等に充てられます。

50 款 諸収入 予算額 1 億 4,247 万 1 千円 (2,262 万 4 千円 増額)

保険税の納入が期限に遅れた場合の延滞金、交通事故等加害者が負担すべき医療費に国民健康保険を使用したことに対する賠償金、資格を喪失した後に国民健康保険を使用したことに対する不当利得返還金等です。

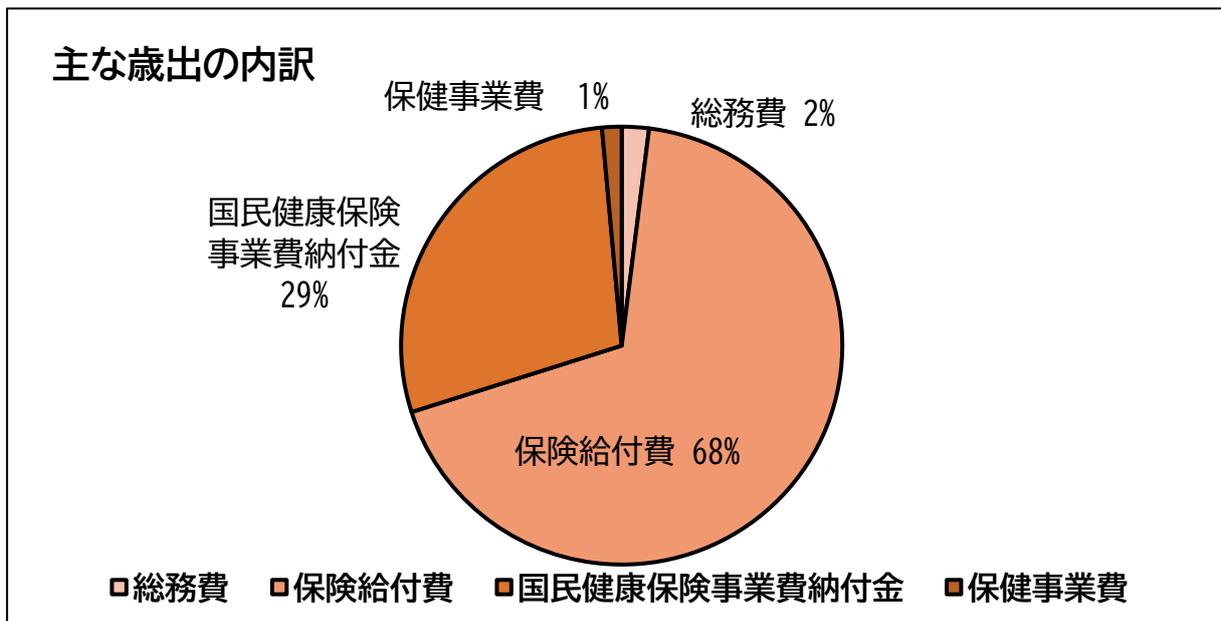
保険税延滞金による収入を 2,441 万 9 千円増額したことによるものです。

令和7年度 国民健康保険特別会計 歳出補足説明

1. 歳出項目別の内訳

主な歳出の内訳は下の円グラフのとおりです。

支出の68%を医療給付費である保険給付費が占めています。次いで、千葉県に納める事業費納付金が29%、人件費や事務費等の総務費が2%で、特定健康診査等を実施する保健事業費が1%です。



2. 予算項目別の令和7年度当初予算額と令和6年度当初予算額との増減

05 款 総務費 予算額 2 億 3,139 万 8 千円 (354 万 6 千円 増額)

人件費、事務費、システム改修費、運営協議会等の経費です。

国民健康保険システム改修費を 1,175 万 5 千円減額しましたが、人件費及び郵便料金の値上げによる保険税賦課徴収費の増額により、合計で増額となりました。

10 款 保険給付費 予算額 79 億 2,655 万 1 千円 (3 億 2,857 万 2 千円 減額)

医療に係る保険者負担分等の費用です。

被保険者の減少に伴い、医療費である療養給付費が 3 億 2,588 万 1 千円減額、医療費の自己負担額が高額になったとき、限度額を超えた分を支給する高額療養費が 2,800 万円減額、等によるものです。

14 款 国民健康保険事業費納付金 予算額 33 億 1,453 万 5 千円
(8,130 万 7 千円 減額)

国民健康保険広域化により開始した千葉県への納付金です。

被保険者数の減少により、納付金の額が減額となっています。

医療給付費と見込まれる金額のうち、国・県からの補助金を除いた金額を県に納付します。

広域化前は、医療給付費のうち、国・県の補助金を除いた金額を保険税として被保険者から徴収していたため、単年度で収支不足（いわゆる赤字）が発生すると財政調整基金からの取り崩しや、市の一般財源から補填する必要がありました。

広域化により、その年度の医療給付費分は県から交付されるため、次年度以降で計画的に均衡を図ることができるようになりました。

25 款 保健事業費 予算額 1 億 6,671 万 4 千円 (456 万 7 千円 減額)

特定健康診査、特定保健指導、短期人間ドック助成事業等、被保険者の衛生、保健向上を図る事業の費用です。

短期人間ドック助成事業費が 340 万円増額、特定健康診査等事業費が 894 万 6 千円減額となったことが主な要因です。

特定健康診査の対象者は 40 歳から 74 歳までの被保険者です。後期高齢者医療保険への移行や被用者保険の適用拡大により、対象者が減少すると見込んでいます。

30 款 基金積立金 予算額 2 千円（増減なし）

財政調整基金に積み立てるほか、同基金及び高額療養費貸付基金の運用から生じる利息、ふるさと応援寄附金のうち、用途を国民健康保険財政調整基金への積み立てとした寄附金を基金に編入します。

40 款 諸支出金 予算額 1,780 万円（10 万円 減額）

国民健康保険税の過誤納付への還付金、実績報告により過大交付が判明した国・県交付金等への返還金です。

国・県交付金の返還金は補正予算にて計上するため、当初予算では、保険税還付金を予算計上しております。

45 款 予備費 予算額 1,000 万円（増減なし）

補正予算では対応できないような支出に対応するための費用です。

木更津市国民健康保険税率改定計画

令和6年3月 策定
令和7年2月 改訂

木 更 津 市

目 次

第1	計画の策定にあたって	1
1.	策定の背景	1
2.	策定の目的	1
3.	計画期間	1
4.	計画の見直し	1
第2	本市の国民健康保険の現状	2
1.	被保険者数	2
2.	財政収支等の状況	2
3.	保険税の賦課方法	3
4.	保険税の収納率	3
5.	一人当たりの医療費	4
第3	保険税率の決め方	5
1.	被保険者数等の見通し	5
2.	国民健康保険制度広域化前の保険税の決め方	7
3.	国民健康保険制度広域化後の保険税の考え方	7
4.	国民健康保険制度の広域化により国民健康保険 財政はどのように変わったか	7
5.	本市における保険税の今後のあり方	8
第4	財政調整基金の取扱い	12
1.	財政調整基金の繰入れ	12
2.	今後の財政調整基金の考え方	13

第1 計画の策定にあたって

1. 策定の背景

国民健康保険は、我が国の国民皆保険制度を支える重要な基盤であり、被用者保険に加入する者を除くすべての者を被保険者とする公的医療保険制度です。

そのため、年齢構成が高く、無職者や非正規雇用労働者等の低所得の加入者が多いことから所得に占める保険税の負担が重く、国民健康保険の運営は厳しい状況に置かれてきました。

このような状況を踏まえ、平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第31号）により、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり国民健康保険運営の中心的な役割を担うとともに、市町村は、引き続き、資格管理や保険給付の決定、保険税の賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かな事業を担うこととなりました。

都道府県が国民健康保険運営を担うことにより、保険給付に必要な費用の全額を都道府県から交付されることとなり、財政運営の安定化が図られた一方で、保険税水準は市町村ごとに異なる状況が続いています。こうしたなか、国は令和5年6月に「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」を改定し、保険税水準の統一については、「市町村ごとの医療費水準や医療提供体制に差があることに留意しつつ、将来的に、都道府県内の保険税水準の『完全統一』を目指すことが望ましい。」としました。

また、令和6年4月1日から施行された改正国民健康保険法（令和5年法律第31号）により、都道府県が策定する国民健康保険運営方針において、保険税水準の平準化に関する事項を記載することになりました。

2. 策定の目的

本市の国民健康保険の安定的な財政運営を図るため、保険税水準の統一化を進めるために本計画を策定するものとします。

3. 計画期間

令和6年4月1日から令和12年3月31日までとします。

4. 計画の見直し

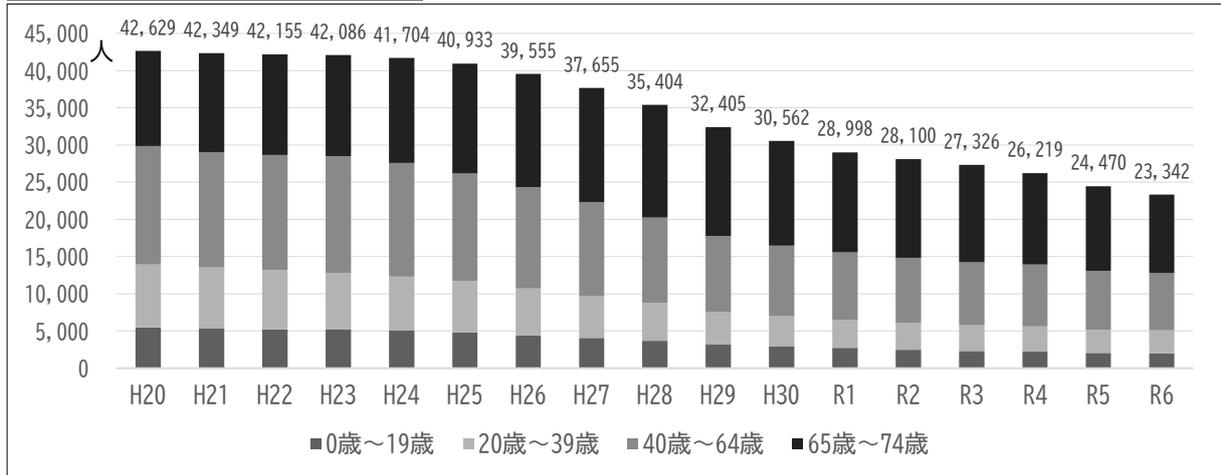
この計画は、千葉県が市町村標準保険税率を改定したときに見直すものとし、木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会と情報共有を図るものとします。

第2 本市の国民健康保険の現状

1. 被保険者数

本市の国民健康保険の被保険者数は、後期高齢者医療保険制度が開始した平成20年度以降、年々減少しています。

図表1 被保険者数の推移



出典：国民健康保険実態調査報告

2. 財政収支等の状況

平成30年度から都道府県が国民健康保険運営を担うことにより、保険給付に要する費用を都道府県が各市町村へ支払うこととなったことから、保険給付費の急増に対する財政運営上のリスクが大幅に解消されました。

図表2 財政収支等の状況（国民健康保険特別会計）

		単位：千円								
区分	No.	科目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収入	1	保険税（現年）	3,013,877	2,753,362	2,633,313	2,505,667	2,476,404	2,469,541	2,511,007	2,300,027
	2	保険税（滞納）	538,943	487,563	442,891	424,571	418,333	378,041	345,388	288,066
	3	国庫支出金	3,129,208	3,043,062	0	2,313	25,508	7,479	40	393
	4	療養給付費交付金	202,926	137,189	0	0	0	0	0	0
	5	前期高齢者交付金	3,843,400	4,326,144	0	0	0	0	0	0
	6	県支出金	779,507	767,397	8,950,742	8,770,341	8,565,086	8,835,995	8,539,640	8,279,630
	7	共同事業交付金	3,636,038	3,369,557	0	0	0	0	0	0
	8	一般会計繰入金	1,082,289	927,413	898,743	870,845	855,203	852,130	845,291	840,440
	9	基金繰入金	0	0	205,084	4,616	0	0	0	295,695
	10	繰越金	2,124	1,673	1	8,539	24,374	17,514	10,069	35,086
	11	その他の収入	70,175	115,991	89,057	94,969	118,808	134,199	182,342	193,858
		合計	16,298,487	15,929,351	13,219,831	12,681,861	12,483,716	12,694,899	12,433,777	12,233,195
支出	12	総務費	245,564	246,034	228,923	221,764	222,204	212,766	203,512	218,364
	13	保険給付費	9,390,197	9,161,236	8,811,306	8,649,328	8,445,016	8,700,340	8,445,095	8,156,181
	14	拠出金	2,723,942	2,574,761	0	0	0	0	0	0
	15	国民健康保険事業納付金	0	0	3,663,973	3,527,607	3,435,616	3,429,030	3,360,934	3,559,180
	16	保健事業費	174,196	167,874	165,366	156,433	143,598	143,576	137,610	132,709
	17	その他の支出	3,762,916	3,578,493	244,422	17,421	28,532	15,253	29,024	49,279
		合計	16,296,815	15,728,398	13,113,990	12,572,553	12,274,966	12,500,965	12,176,175	12,115,713
収支差引合計額			1,672	200,953	105,841	109,308	208,750	193,934	257,602	117,482

出典：木更津市決算書

3. 保険税の賦課方法

本市の賦課方式（医療分）は、平成30年度に資産割を廃止し、所得割・均等割・平等割の3方式を採用しています。君津圏域においては、君津市及び袖ヶ浦市が3方式を採用し、富津市が所得割・均等割の2方式を採用しています。

図表3 保険税の賦課方法に関する状況（令和6年度）

単位：円

保険者名	医療保険分				後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割	均等割	平等割	限度額	所得割	均等割	限度額	所得割	均等割	限度額
木更津市	8.10%	18,000	22,000	650,000	1.99%	11,000	240,000	1.29%	12,000	170,000
君津市	7.30%	20,000	24,000	650,000	1.80%	10,000	240,000	1.80%	9,900	170,000
富津市	6.90%	39,000		650,000	2.40%	13,000	240,000	2.40%	14,000	170,000
袖ヶ浦市	7.50%	20,000	24,000	650,000	2.60%	14,000	240,000	2.40%	16,000	170,000

木更津市保険年金課 作成

4. 保険税の収納率

本市の保険税収納率は、県内市町村平均収納率を大きく下回っていましたが、年々収納率が上昇し、令和5年度において県内市町村平均収納率を上回りました。

図表4 保険税収納率（現年度分）の推移

単位：千円

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調 定 額	2,849,447	2,744,159	2,699,228	2,710,230	2,445,846
収入済額	2,499,859	2,471,020	2,462,056	2,498,459	2,292,162
収 納 率	87.73%	90.05%	91.21%	92.19%	93.72%
県内市町村 平均収納率	91.03%	91.69%	92.31%	92.43%	92.82%

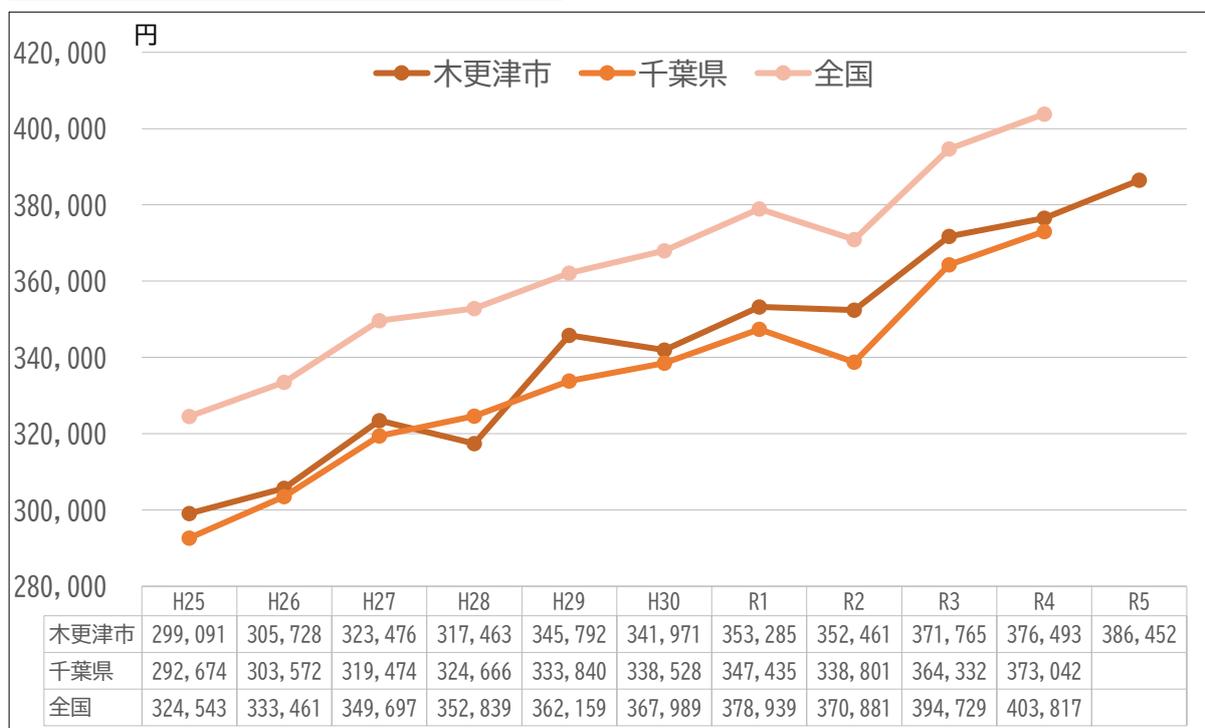
出典：木更津市決算書

国民健康保険事業年報

5. 一人当たりの医療費

本市の一人当たりの医療費は、医療の高度化や高齢化の進展等により増加傾向になっており、県平均とは同水準、全国平均より低い水準で推移しています。

図表5 一人当たりの医療費の推移



出典：国民健康保険事業年報

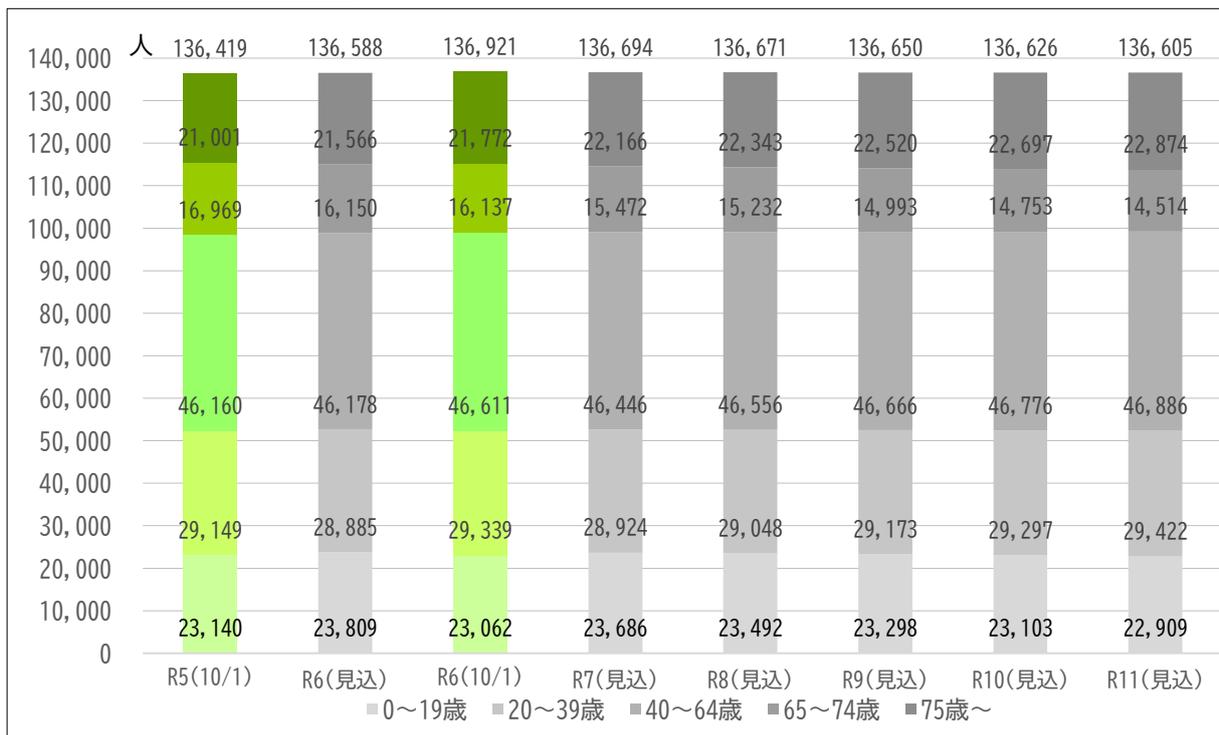
第3 保険税率の決め方

1. 被保険者数等の見通し

① 将来推計人口

総人口は横ばいで推移するものの未成年人口が減少し、75歳以上の後期高齢者人口が増加する見込みとなっています。

図表6 将来推計人口



出典：令和5年度・令和6年度 木更津市住民基本台帳人口（10月1日時点）

令和7年度～ 木更津市第3次基本計画 将来推計人口

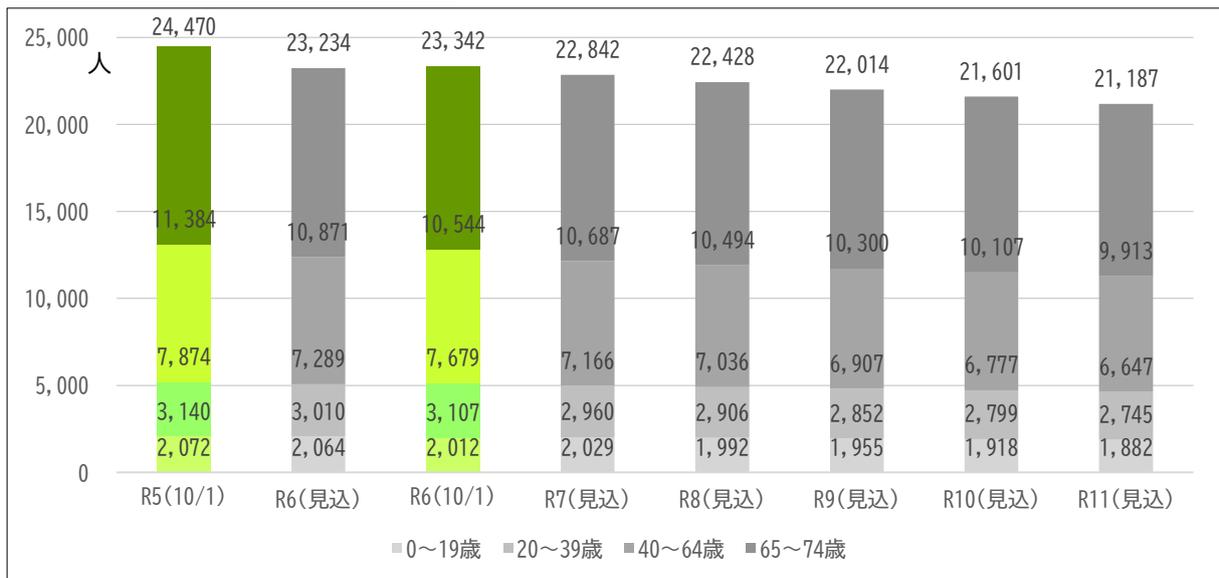
② 被保険者数の見通し

近年の被保険者数の動向や将来推計人口を参考に、計画期間の最終年度である令和11年度までの被保険者数の推計を行ったところ、令和11年度の被保険者数は21,187人となり、令和5年度と比較して3,283人減少する見通しとなっています。

令和6年10月から従業員51人以上100人以下の企業に短時間労働者への被用者保険の加入が義務化され、更なる被用者保険の適用が拡大されました。

また、高齢者就労の増加が見込まれることから、低所得の被保険者が増加することが見込まれます。

図表7 被保険者数の見通し

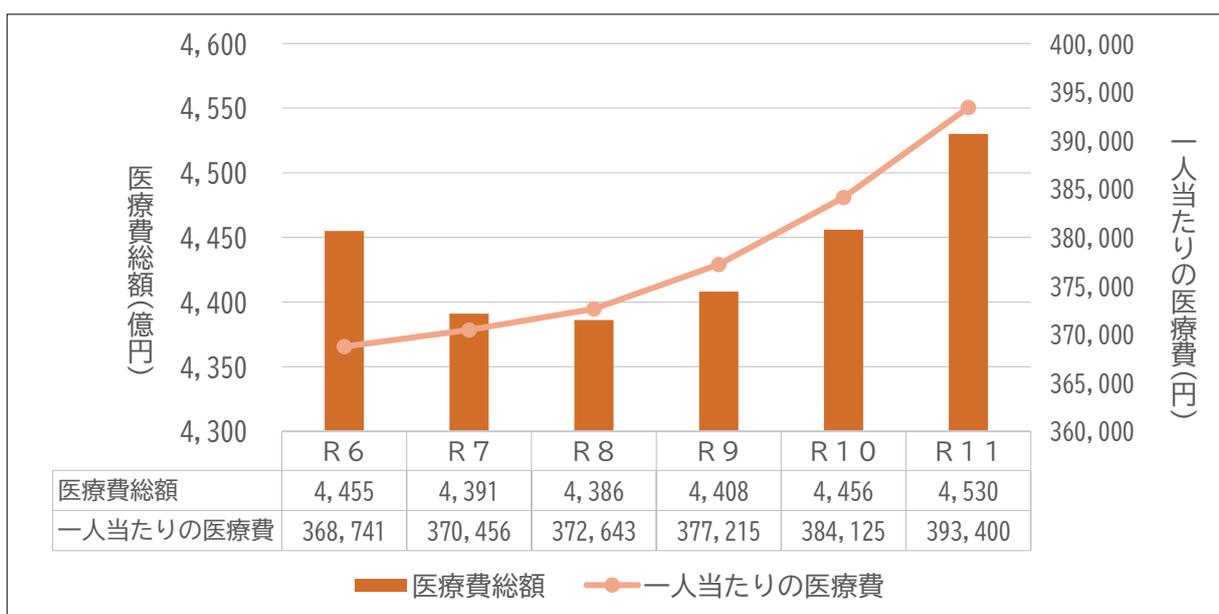


木更津市保険年金課 作成

③ 医療費の見通し

千葉県が令和6年3月に策定した第2期千葉県国民健康保険運営方針によると、一人当たりの医療費は、令和6年度の368,741円から令和11年度の393,400円と、24,659円の増加(+6.7%)、医療費総額は、令和6年度の4,455億円から令和11年度の4,530億円と、75億円の増加(+1.7%)が見込まれます。

図表8 医療費の見通し（千葉県）



出典：第2期千葉県国民健康保険運営方針

2. 国民健康保険制度広域化前の保険税の決め方

国民健康保険広域化前においては、各市町村が財政運営を行うにあたって、それぞれ、保険給付費を推計し、この推計額から国及び都道府県による負担金などによる収入を控除して保険税収納必要額を算出し、それを基に保険税率を決定していました（図表9）。

図表9 広域化前の医療費の費用負担の割合

保険税 = 30	公費（国や都道府県からの交付金・負担金） = 70	
保険税 = 30	公費（国や都道府県からの交付金・負担金） = 70	一般会計 = 5

ただし、保険税収入と公費等による収入だけでは保険給付を賄うことができず、決算補填を目的とする法定外の一般会計からの繰入れを行っている市町村も多いという状況でした。

これは、予算で見込んでいた保険給付費「100」に対して、高額な治療を受ける被保険者が多かった等の理由で保険給付費「105」を支出してしまったとすると、予算をオーバーした「5」の保険給付費を一般会計から繰り入れる、というようなケースになります。

3. 国民健康保険制度広域化後の保険税の考え方

都道府県が市町村とともに国民健康保険を運営することとし、標準的な住民負担の「見える化」や将来的な保険税水準の統一を図る観点から、都道府県が医療費の見込みを立て、市町村ごとの医療費水準、所得水準及び被保険者数を考慮して財政運営の責任主体である都道府県が市町村ごとの標準保険税率を定めることとしました。

しかしながら、多くの地域では同一都道府県内の市町村間で医療費水準等に差異があり、また、保険税の算定方式のばらつきも見られ、医療サービスの水準に地域差がある都道府県においては、被保険者が受けられる医療サービスに見合わない保険税負担とならないような配慮が必要になります。

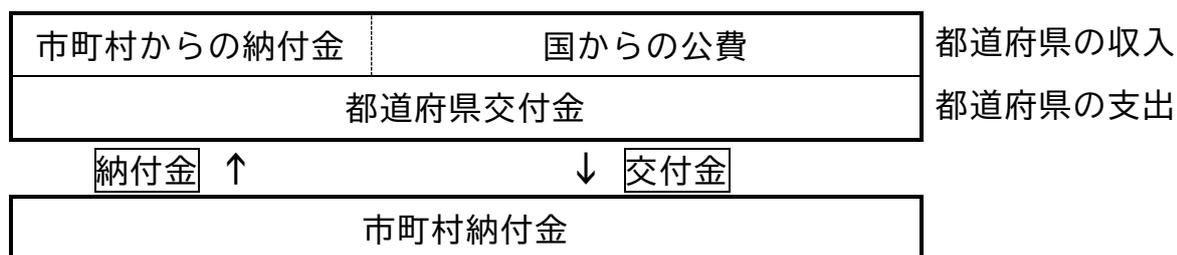
4. 国民健康保険制度の広域化により国民健康保険財政はどのように変わったか

都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体になったことにより、保険給付費の見込みを立て、市町村ごとの医療費水準と所得水準、被保険者数を基に国民健康保険事業費納付金の額を決定するとともに、都道府県が設定する算定方式に基づいて市町村ごとの標準保険税率を算定・公表します。

都道府県は、保険給付に必要な費用を、市町村に支払うこと（保険給付費等交付金の交付）により、国民健康保険財政の「入」と「出」を管理します。

市町村は、都道府県の示す標準保険税率等を参考に、それぞれの保険税算定方式や見込収納率に基づき、医療分、後期高齢者支援分及び介護分それぞれの保険税率を定め、保険税を賦課・徴収し、納付金を都道府県に納付します（図表10）。

図表10 広域化後の医療費の費用負担



都道府県は、保険給付費に相当する交付金を市町村に交付することで、市町村は財政の安定化がはかられます。

その代わりに、都道府県は市町村が集めるべき金額（保険給付費から公費を差し引いた額）を計算し、その額を納付金として徴収します。この納付金が概ね保険税として集めるべき金額となります。

このため、市町村は突発的な保険給付費の増額に対して、一般会計からの繰入れや保険税の変動が抑えられます。保険給付費が変動した分は、都道府県全体で翌年度以降の納付金の算定に反映されるため、保険税率が上がるとしても、単独市町村の場合と比べて緩やかな変動となります。

5. 本市における保険税率の今後のあり方

国の動向として、都道府県内では被保険者の所得と世帯構成が同じならば、保険税額が同一になるという「保険税水準の完全統一化」を目標とし、都道府県が策定する令和6年度から令和11年度までの都道府県国民健康保険運営方針にも統一化を明記することになりました。

国民健康保険制度の広域化前は、市町村ごとに国民健康保険会計の「歳入」と「歳出」の予算をたて、必要な金額を集めることができるよう保険税率を決定していました。しかし、広域化後は、都道府県が推計した医療費見込、所得水準、被保険者数を基に「国民健康保険事業費等納付金」が定められ、市町村はその額を納付するようになりました。

図表 1 1 国民健康保険事業費等納付金の推移

単位：円

年度	医療分	支援金分	介護分	納付額合計
令和元年度	2,475,249,284	830,274,619	222,082,798	3,527,606,701
令和2年度	2,287,804,014	852,835,200	294,976,898	3,435,616,112
令和3年度	2,228,778,223	841,999,459	358,253,000	3,429,030,682
令和4年度	2,230,060,326	805,402,815	325,470,658	3,360,933,799
令和5年度	2,349,803,962	901,462,287	307,913,721	3,559,179,970
令和6年度	2,265,485,135	846,303,514	284,051,826	3,395,840,475
令和7年度	2,224,826,247	818,095,659	271,611,134	3,314,533,040

出典：千葉県ホームページ 国民健康保険の標準保険料率等の公表について

また、千葉県が決定した納付金を集めることができるよう「市町村標準保険税率」は定められています。

令和12年度以降の対象期間にかかる千葉県国民健康保険運営方針において保険税水準の統一化が盛り込まれた場合、統一保険税率の目安としては、千葉県が毎年策定し、公表している「市町村標準保険税率」が考えられます。

そこで、税率の変動が急激なものとならないよう、本市では、令和11年度までに統一保険税率（＝市町村標準保険税率）に近い水準の税率にすることを目標とします。

図表 1 2 市町村標準保険税率（市町村算定方式）の推移

区 分		年 度						
		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
医療分	所得割率(%)	7.65	7.30	7.44	7.45	7.51	8.50	8.10
	均等割額(円)	18,933	17,029	17,201	17,863	19,523	18,524	19,891
	平等割額(円)	21,972	20,042	20,444	20,470	22,747	22,298	23,915
支援金分	所得割率(%)	2.24	2.49	2.58	2.43	2.61	2.91	2.66
	均等割額(円)	12,772	13,321	13,614	13,352	15,692	14,622	15,249
介護分	所得割率(%)	1.23	1.85	2.46	2.23	1.92	2.22	2.00
	均等割額(円)	12,951	17,147	21,824	20,204	18,856	16,668	17,696

出典：千葉県ホームページ 国民健康保険の標準保険料率等の公表について

令和6年度において、千葉県が公表している市町村標準保険税率が著しく上昇したことから、将来、県内統一保険税率になることを見据えて、段階的に税率を上げていくこととし、令和11年度に市町村標準保険税率と一致させるため、市町村標準保険税率との差を毎年度解消させていくよう改定します。

国は、令和6年6月に策定した保険料水準統一加速化プラン（第2版）において、「保険税水準の完全統一化」を遅くとも令和17年度までの移行を目標としており、千葉県においても第2期千葉県国民健康保険運営方針の令和8年度に行う中間見直しにおいて、完全統一の目標年度を明記することとしました。

図表13 保険税率改定計画

ケース1：夫70歳（公的年金収入250万円）・妻68歳（公的年金収入80万円）

ケース2：夫40歳（事業所得300万円）・妻40歳（収入なし）・子2人（就学児）

区分		年度	R5	現行	R7	R7	R8	R9	R10	R11
		税率	税率	税率	標準税率	税率	税率	税率	税率	税率
医療分	所得割率(%)	8.01	8.10	8.10	8.10	8.10	8.10	8.10	8.10	8.10
	均等割額(円)	20,000	18,000	19,891	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	平等割額(円)	24,000	22,000	23,915	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
支援金分	所得割率(%)	1.80	1.99	2.66	2.13	2.27	2.40	2.53	2.66	
	均等割額(円)	10,000	11,000	15,249	12,000	13,000	14,000	15,000	15,000	
介護分	所得割率(%)	1.10	1.29	2.00	1.44	1.58	1.72	1.86	2.00	
	均等割額(円)	10,000	12,000	17,696	14,000	15,000	16,000	17,000	18,000	
税額	ケース1	162,200	161,800	179,700	169,500	172,500	175,300	178,200	179,500	
	ケース2	444,200	454,300	527,600	479,800	493,000	505,900	518,900	527,800	

木更津市保険年金課 作成

令和7年度については、目標の最終年度である令和11年度までに5年度ありますので、千葉県が策定する市町村標準保険税率との差をそれぞれ5分の1ずつ近づけるよう税率を改定します。

なお、市町村標準保険税率は毎年改定されるため、その改定を加味したうえで残りの年度で割って求めます。

仮に、令和8年度市町村標準保険税率が、

- ・医療分 所得割率 8.60% 均等割額 20,000 円 平等割額 24,000 円
- ・支援分 所得割率 3.00% 均等割額 16,000 円
- ・介護分 所得割率 2.40% 均等割額 18,000 円

のとおり、改定された場合は、図表14のとおり改定計画を改めます。

図表14 市町村標準保険税率改定後の保険税率改定計画

ケース1：夫70歳（公的年金収入250万円）・妻68歳（公的年金収入80万円）

ケース2：夫40歳（事業所得300万円）・妻40歳（収入なし）・子2人（就学児）

区 分		年 度						
		R 6 税率	R 7 税率	R 8 標準税率	R 8 税率	R 9 税率	R 10 税率	R 11 税率
医療分	所得割率(%)	8.10	8.10	8.60	8.23	8.36	8.48	8.60
	均等割額(円)	18,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	平等割額(円)	22,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
支援金分	所得割率(%)	1.99	2.13	3.00	2.35	2.57	2.79	3.00
	均等割額(円)	11,000	12,000	16,000	13,000	14,000	15,000	16,000
介護分	所得割率(%)	1.29	1.44	2.40	1.68	1.92	2.16	2.40
	均等割額(円)	12,000	14,000	18,000	15,000	16,000	17,000	18,000
税額	ケース1	161,800	169,500	189,300	174,500	179,500	184,400	189,300
	ケース2	454,300	479,800	563,700	500,900	522,100	543,100	563,700

木更津市保険年金課 作成

第4 財政調整基金の取扱い

1. 財政調整基金の繰入れ

国民健康保険特別会計財政調整基金（以下「基金」といいます。）とは、国民健康保険事業の健全な発展に資するため、「木更津市国民健康保険特別会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例」により設置が定められています。

広域化前は、木更津市のみで国民健康保険特別会計を賄っており、単年度収支が黒字になることは稀でした。そのため、医療費が見込みを上回った場合、歳出に対する歳入が不足することとなり、一般会計から法定外の繰入れをしていました。

広域化後は、医療費の全額が千葉県から普通交付金として交付されることとなりましたので、赤字になる最大要因はなくなり、保険税の収納率も年々上昇していることから令和元年度以降は黒字になっており、歳入と歳出の差額である決算剰余金を基金に積み立てています。

図表15 財政調整基金残高の推移

単位：円

年 度	年度初残高	積立額	取崩額	増減額	年度末残高
平成27年度	1,016,392	1,000,254	0	1,000,254	2,016,646
平成28年度	2,016,646	1,040,201	0	1,040,201	3,056,847
平成29年度	3,056,847	1,075,303	0	1,075,303	4,132,150
平成30年度	4,132,150	201,588,229	205,084,000	▲3,495,771	636,379
令和元年度	636,379	98,099,556	4,616,000	93,483,556	94,119,935
令和2年度	94,119,935	85,489,392	0	85,489,392	179,609,327
令和3年度	179,609,327	191,458,744	0	191,458,744	371,068,071
令和4年度	371,068,071	184,840,601		184,840,601	555,908,672
令和5年度	555,908,672	222,558,446	295,695,000	▲73,136,554	482,772,118
令和6年度	482,772,118	102,274,563	176,844,000	▲74,569,437	408,202,681
令和7年度	408,202,681		224,983,000	▲224,983,000	183,219,681

備考：令和6年度取崩額 令和7年3月補正予算

令和7年度取崩額 令和7年度当初予算（案）

木更津市保険年金課 作成

2. 今後の財政調整基金の考え方

基金を取り崩して保険税を下げた場合、翌年以降に充当する基金がなければ保険税は上がることとなりますので、急激な変動があった場合、被保険者は納税の予定が立てられず、保険者である市としても安定した税収が見込めないこととなります。

そのため、保険税額が急激な増額にならないよう、緩和するための調整弁として一定の金額は基金を確保する必要があります。

国民健康保険特別会計の歳出のうち、2割を現年度分の保険税で賄っていますので、金額が大きい歳出の2割を基金として確保することで、調整ははかれるものと考えます。

また、歳出のうち、7割は保険給付を占めていますが、保険給付は千葉県からの交付金で賄うこととなりますので、次に大きな歳出である「国民健康保険事業費等納付金」に留意することとします。

図表11のとおり、千葉県に支払う納付金は年度平均で約35億円であり、その2割分は約7億円となります。そのため、原則として、基金残高が7億円を上回る場合には、その金額を保険税で賄うべき収入に充当し、保険税率を決定するものとしてします。

令和6年度以降は県内保険税率の統一化に向けて、この改定計画で示した保険税率を設定することとしますが、令和5年度と比較すると急激に市町村標準保険税率が上昇したため、改定計画で示した保険税率を設定しつつ、基金を充当することで納める保険税額が急激な増額にならないように配慮します。

今後は、被保険者数の減少に伴い、医療費総額は減額となる見込みですが、過去の推計を基に千葉県が決定する納付金に反映されるまでは一定の時間を要することとなります。

そのため、基金を使い果たした場合には、保険税率の設定を前倒しすることで、必要な保険税収入額に不足が生じないように保険税率を設定することとします。

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の制定について

1. 改正理由

国民健康保険税の所得割額の税率の変更及び被保険者均等割額、世帯別平等割の税額の変更等に伴い、関係条文の整備をしようとするものです。

2. 改正の内容

(1) 保険税率の改定によるもの

「木更津市国民健康保険税率改定計画（令和7年2月改訂案）」に基づき、下表のとおり税率を改定します。

区 分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割率	所得金額の8.1% (R6年度から変更なし)	所得金額の2.13% (R6年度から0.14%増)	所得金額の1.44% (R6年度から0.15%増)
均等割率	1人あたり 20,000円 (R6年度から2,000円増)	1人あたり 12,000円 (R6年度から1,000円増)	1人あたり 14,000円 (R6年度から2,000円増)
平等割額	1世帯あたり 24,000円 (R6年度から2,000円増)	—	—
課税限度額	650,000円	240,000円	170,000円

(2) 刑事施設等に収監されている被保険者の保険税減免規定を追加するもの

少年院や刑事施設に収監されている被保険者は、公費で医療が行われるため国民健康保険法第59条により保険給付が制限されていることから、この被保険者に対して保険税減免の措置を講じるため条文を整備します。

3. 施行期日

保険税率等の改定に関する事項・・・令和7年4月1日

保険税減免に関する事項・・・公布の日（令和7年3月22日予定）

4. 「地方税法施行令の一部を改正する政令」の施行による条例の改正について

「令和7年度税制改正の大綱」（令和6年12月27日閣議決定）において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することに伴い、「地方税法施行令の一部を改正する政令」の公布により、条例を改正します。

① 基礎課税額（医療保険分）の限度額の変更 「65万円」→「66万円」

② 後期高齢者等支援金課税額の限度額の変更 「24万円」→「26万円」

→ 高所得層により多くの負担をいただくため、限度額を変更する。

③ 5割軽減世帯となる判定基準所得の変更 「29万5千円」→「30万5千円」

④ 2割軽減世帯となる判定基準所得の変更 「54万5千円」→「56万円」

→ 消費者物価の上昇等における経済動向を踏まえ、軽減判定所得を引き上げることで、低所得層の保険税の負担軽減を図るために変更する。

改正政令は、例年3月下旬に公布され、その改正事項は令和7年度国民健康保険税から適用させることから、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、市長の専決処分条例を改正します。

新旧対照表

議案第 号 木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市国民健康保険税条例 昭和50年6月28日 条例第28号</p>	<p>木更津市国民健康保険税条例 昭和50年6月28日 条例第28号</p>
<p>(課税額)</p>	<p>(課税額)</p>
<p>第3条 略</p>	<p>第3条 略</p>
<p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合においては、基礎課税額は、66万円とする。</p>	<p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。</p>
<p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。</p>	<p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。</p>
<p>4 略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p>	<p>4 略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p>
<p>第6条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について20,000円とする。</p>	<p>第6条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について18,000円とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p>
<p>第7条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>第7条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>
<p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当</p>	<p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当</p>

該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 24,000円

(2) 特定世帯 12,000円

(3) 特定継続世帯 18,000円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第8条 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.13を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第9条 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について12,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第10条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.44を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第11条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について14,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項

該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 22,000円

(2) 特定世帯 11,000円

(3) 特定継続世帯 16,500円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第8条 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の1.99を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第9条 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について11,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第10条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.29を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第11条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項

に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について14,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,800円

（イ） 特定世帯 8,400円

（ウ） 特定継続世帯 12,600円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について8,400円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について9,800円

（2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について10,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に

に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について12,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,400円

（イ） 特定世帯 7,700円

（ウ） 特定継続世帯 11,550円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,700円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について8,400円

（2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について9,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に

掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,000円

(イ) 特定世帯 6,000円

(ウ) 特定継続世帯 9,000円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,000円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,800円

(イ) 特定世帯 2,400円

(ウ) 特定継続世帯 3,600円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,400円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,800円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務

掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,000円

(イ) 特定世帯 5,500円

(ウ) 特定継続世帯 8,250円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,500円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,400円

(イ) 特定世帯 2,200円

(ウ) 特定継続世帯 3,300円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,200円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,400円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務

者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,000円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,000円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,800円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3,000円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,000円

3 略

(国民健康保険税の減免)

第26条 市長は、次の各号の一に該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、申請又は職権により、国民健康保険税を減免する。

(1)～(3) 略

(4) 国民健康保険法第59条各号のいずれかに該当する者

(5) 略

2 前項の規定によつて国民健康保険税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の3月前の末日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、納期限又は特別徴収対象年金給付の支払に係る月の3月前の末日までに申請書を提出できないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(1)～(3) 略

者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2,700円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 4,500円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 7,200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 9,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,650円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,750円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,500円

3 略

(国民健康保険税の減免)

第26条 市長は、次の各号の一に該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、申請又は職権により、国民健康保険税を減免する。

(1)～(3) 略

(4) 略

2 前項の規定によつて国民健康保険税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の3月前の末日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

君津圏域4市における 令和6年度と令和7年度の税率及び税額の比較

1. 4市の税率等について（上段：令和7年度 下段：令和6年度）

区 分	医療保険分			後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
木更津市	8.10%	20,000円	24,000円	2.13%	12,000円	1.44%	14,000円
	8.10%	18,000円	22,000円	1.99%	11,000円	1.29%	12,000円
君津市	7.43%	21,000円	25,000円	1.98%	12,000円	1.94%	10,000円
	7.30%	20,000円	24,000円	1.80%	10,000円	1.80%	9,900円
富津市	6.90%	39,000円	—	2.40%	13,000円	2.40%	14,000円
	6.90%	39,000円	—	2.40%	13,000円	2.40%	14,000円
袖ヶ浦市	7.50%	20,000円	24,000円	2.60%	14,000円	2.40%	16,000円
	7.50%	20,000円	24,000円	2.60%	14,000円	2.40%	16,000円

※令和7年度の税率等について

- ・君津市 改定予定（君津市国民健康保険税率改定方針（案）概要版 より抜粋）
- ・富津市 改定なし
- ・袖ヶ浦市 改定なし

2. 4市の税額比較

①モデルケース1：70歳単身 所得100万円(公的年金収入210万円)

法定軽減：2割軽減

総所得金額：570,000円

市 名	令和7年度	令和6年度	差 額
木更津市	103,000円	98,200円	4,800円 増額
君津市	99,900円	95,000円	4,900円 増額
富津市	94,500円	94,500円	
袖ヶ浦市	103,900円	103,900円	

②モデルケース2：夫70歳(公的年金収入250万円)・妻68歳(公的年金収入80万円)

法定軽減：2割軽減

総所得金額：970,000円

市名	令和7年度	令和6年度	差額
木更津市	169,500円	161,800円	7,700円増額
君津市	164,000円	155,400円	8,600円増額
富津市	173,300円	173,300円	
袖ヶ浦市	171,500円	171,500円	

③モデルケース3：夫40歳(事業所得300万円)・妻40歳(収入なし)・子2人(就学児)

法定軽減：なし(富津市：就学児以上18歳以下の均等割額を30%減額)

総所得金額：2,570,000円

市名	令和7年度	令和6年度	差額
木更津市	479,800円	454,300円	25,500円増額
君津市	468,500円	443,800円	24,700円増額
富津市	505,300円	505,300円	
袖ヶ浦市	513,100円	513,100円	

④モデルケース4：夫40歳(事業所得500万円)・妻40歳(収入なし)・子2人(就学児)

法定軽減：なし(富津市：就学児以上18歳以下の均等割額を30%減額)

総所得金額：4,570,000円

市名	令和7年度	令和6年度	差額
木更津市	713,200円	681,900円	31,300円増額
君津市	695,500円	661,800円	33,700円増額
富津市	739,300円	739,300円	
袖ヶ浦市	763,100円	763,100円	

税率等の改定に伴う世帯別影響額一覧表

	区分	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	世帯 所得額	1人世帯								4人世帯									
							0	100万円	300万円	500万円	700万円	900万円	1100万円	1300万円	1500万円	0	100万円	300万円	500万円	700万円	900万円	1100万円	1300万円	1500万円
現 行	医療分	8.10%	18,000	22,000	650,000	医療分	12,000	86,100	248,100	410,100	572,100	650,000	650,000	650,000	650,000	28,200	93,100	302,100	464,100	626,100	650,000	650,000	650,000	650,000
	支援分	1.99%	11,000		240,000	後期分	3,300	22,300	62,100	101,900	141,700	181,500	221,300	240,000	240,000	13,200	33,300	95,100	134,900	174,700	214,500	240,000	240,000	240,000
	介護分	1.29%	12,000		170,000	介護分	3,600	19,300	45,100	70,900	96,700	122,500	148,300	170,000	170,000	14,400	31,300	81,100	106,900	132,700	158,500	170,000	170,000	170,000
	合計	11.38%	41,000	22,000	1,060,000	合計	18,900	127,700	355,300	582,900	810,500	954,000	1,019,600	1,060,000	1,060,000	55,800	157,700	478,300	705,900	933,500	1,023,000	1,060,000	1,060,000	1,060,000
	限度額に達する所得金額						医療分	796万円								729万円								
						後期分	1,194万円								1,028万円									
						介護分	1,268万円								989万円									
改定案	医療分	8.10%	20,000	24,000	660,000	医療分	13,200	90,100	252,100	414,100	576,100	660,000	660,000	660,000	660,000	31,200	98,100	312,100	474,100	636,100	660,000	660,000	660,000	660,000
	支援分	2.13%	12,000		260,000	後期分	3,600	24,100	66,700	109,300	151,900	194,500	237,100	260,000	260,000	14,400	36,100	102,700	145,300	187,900	230,500	260,000	260,000	260,000
	介護分	1.44%	14,000		170,000	介護分	4,200	22,200	51,000	79,800	108,600	137,400	166,200	170,000	170,000	16,800	36,200	93,000	121,800	150,600	170,000	170,000	170,000	170,000
	合計	11.67%	46,000	24,000	1,090,000	合計	21,000	136,400	369,800	603,200	836,600	991,900	1,063,300	1,090,000	1,090,000	62,400	170,400	507,800	741,200	974,600	1,060,500	1,090,000	1,090,000	1,090,000
	限度額に達する所得金額						医療分	803万円								729万円								
						後期分	1,207万円								1,038万円									
						介護分	1,126万円								835万円									
						差額	2,100	8,700	14,500	20,300	26,100	37,900	43,700	30,000	30,000	6,600	12,700	29,500	35,300	41,100	37,500	30,000	30,000	30,000

報告事項 1

木更津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の議決結果について

1. 委員会審査日 令和6年9月11日（教育民生常任委員会）
2. 審査結果 原案可決
3. 議決日 令和6年9月27日（本会議最終日）
4. 議決結果 原案可決
5. 条例改正の内容

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の返還に応じない罰則規定（10万円以下の過料）を削除するものです。

ただし、令和6年12月1日までに交付済みの被保険者証は、最長で令和7年7月31日まで有効であることから、この間は、被保険者証の返還に応じない場合の罰則規定を継続させます。

6. 委員会の主な質疑応答

No.	質 問	回 答
1	被保険者証は、どのような場合に返還が求められるのか。	被保険者が、国民健康保険税を滞納しているとき、既に被用者保険に加入しているにもかかわらず、国民健康保険脱退の届出をしないとき、虚偽の届出をして加入したときに、被保険者証の返還を求めている。
2	被保険者が資格確認書を返還に応じない場合、過料を科す規定を設けるのか。	国民健康保険法において、資格確認書の返還に応じないときに過料を科すことができる事項が追加されなかったため、条例で規定しておりません。